

# 第6期荒川区障がい福祉計画 第2期荒川区障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月



「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指して

荒川区では、平成30年3月に「荒川区障がい者総合プラン」を策定し、「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」を基本理念として、積極的に障がい者福祉施策を展開してまいりました。

令和2年4月、荒川区子ども家庭総合センターを開設し、同年7月からは一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所の業務を開始しました。さらに、同年11月には、荒川区障害者基幹相談支援センターを開設し、地域における障がいに関する相談支援体制の更なる強化・充実を図るとともに、障がいのある方もない方も、すべての区民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように取組を進めております。

さて、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)では、「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」を理念としており、この理念は、人としての尊厳・基本的人権の保障を目指すもので、地域共生社会の実現につながるものと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症により、世界各地において未曾有の危機に直面し、世界経済はもとより、日常生活の様々な場面に至るまで大きな影響が及んでおります。私は、こうした状況も踏まえつつ、国連での採択をしっかりと受け止め、まさに「誰一人として取り残さない包摂的な地域共生社会の実現」に向けた取組を着実に進めてまいります。

そうした思いも込め、制度改正等を含めた近年の動向を踏まえて、障害福祉サービス等の必要な見込量やその提供体制の確保に関する目標を定めた本計画を策定いたしました。改めまして、誰もが幸せを実感できるあたたかい地域社会の実現を目指して、これからも全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見、御提言を頂きました策定委員会の皆様を始め、御協力を頂きました区民の皆様や区内の障がい者団体をはじめとする関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本計画の推進に向け、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和3年3月

荒川区長  
西川 太一郎





# 目次

第1章 計画策定の考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画策定の体制	3
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画の対象	5
第5節 計画の期間	6
第2章 障がい者等を取り巻く状況	7
第1節 障害福祉に関する制度・施策の変遷	9
第2節 統計資料から見る状況	17
第3章 計画策定の基本指針	23
第1節 国が示す基本指針	25
第2節 基本指針への対応	26
第4章 荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実	29
第1節 障がい者の相談・支援体制の充実	31
第2節 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	33
第3節 障がいのある子どもの健全育成	35
第4節 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	36
第5章 計画の成果目標・活動指標と推進に向けて	37
第1節 成果目標	39
第2節 活動指標（サービス見込量）	52
第3節 計画の推進に向けて	63
資料編	65
資料1 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会設置要綱	67
資料2 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	69
資料3 策定経過	70
資料4 パブリックコメントの実施結果	71



# 第1章

計画策定の考え方



# 第1章 計画策定の考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

- 地域社会における共生の実現に向けて、平成25年4月、障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行されるとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。平成26年4月には障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施され、平成30年4月には就労定着支援や自立生活援助のサービスが開始されるなど、障がい者を取り巻く福祉環境は大きく変化しています。
- 障がい者本人や介護にあたる家族の高齢化、障がいの重度化・重複化など、障がい者自身の状況も複雑化する中、障がい者施策のニーズも多様化し、障がい児、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者などへの支援の充実も求められています。
- また、平成23年の東日本大震災や令和元年の東日本台風(台風第19号)、令和2年から続く新型コロナウイルス感染拡大等の経験により、災害・緊急時における障がい者を含む要配慮者への支援や医療機能の確保などの取組について、重要性が指摘されています。
- 区では、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、平成30年3月に、第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)、並びに第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定し、障がい者施策を計画的に推進してきました。
- 第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画では、これまでの目標達成状況と課題を点検しつつ、国や東京都の動向等も踏まえながら、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障がい者施策の総合的な展開を検討し、障がい者が地域において自立し、自ら望む生活ができるよう支援するため、令和3年度～令和5年度の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標や、必要な見込量などを定めます。

## 第2節 計画策定の体制

- 障がい者団体や福祉・医療関係団体の代表、学識経験者等の意見を第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画に反映させるために、「荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

### 第3節 計画の位置づけ

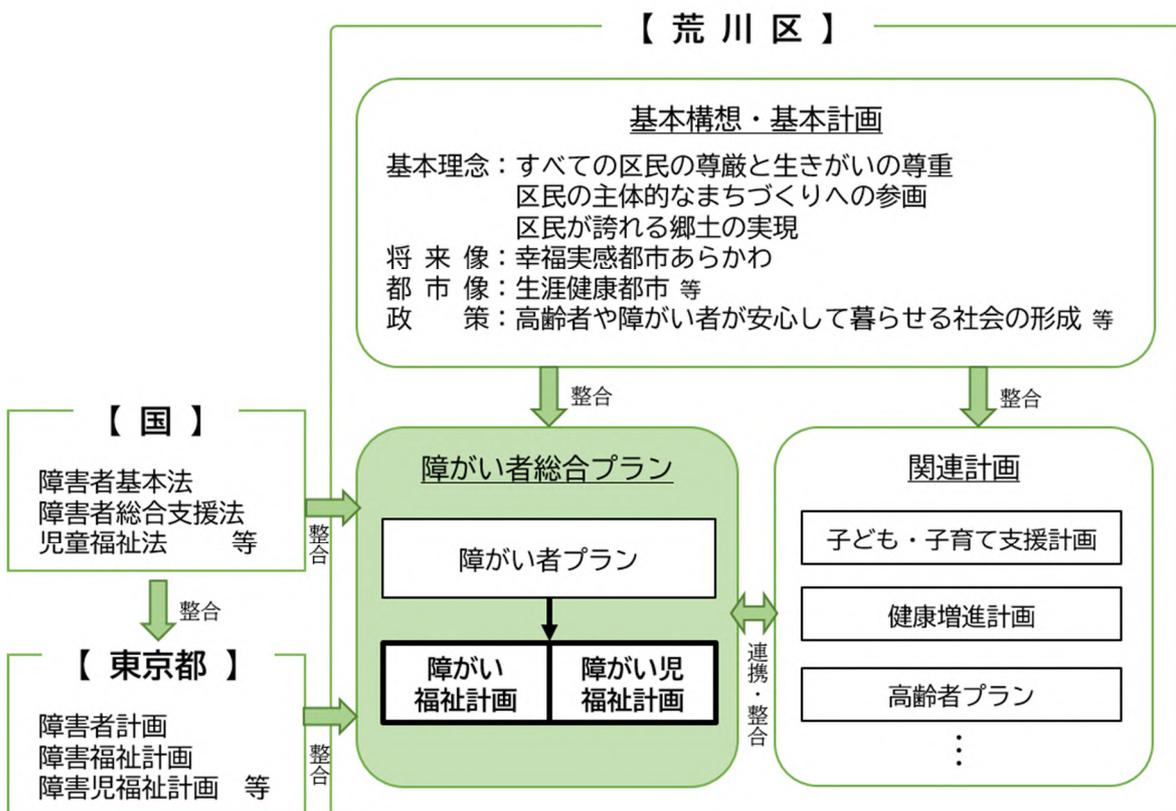
- 荒川区障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画に相当する計画です。荒川区障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画に相当する計画です。
- 区では、昭和57年に国際障害者年荒川区行動計画を、また平成5年に荒川区地域福祉計画を、平成6年に荒川区保健医療計画を策定して、障がい者施策を計画的に取り組んできました。
- さらに、平成12年には介護保険制度の施行とともに、障害者基本法に基づく市町村障害者計画に相当する第1期荒川区障害者プラン(平成12年度～平成17年度)を策定し、平成18年には障害者自立支援法の施行とともに第1期荒川区障がい福祉計画(平成18年度～平成20年度)を第2期荒川区障がい者プラン(平成18年度～平成23年度)と一体的な形で決めました。
- その後、改定を経て、平成30年3月に、第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)、並びに第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定しています。
- このたび、荒川区障がい者総合プランの三計画のうち、令和2年度をもって計画期間を終える荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画の二計画について、令和3年度以降の計画を新たに策定します。

#### 【法的な位置付け】

計画名		法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン (計画期間:6年間)	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画 (計画期間:3年間)	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画 (計画期間:3年間)	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画

- 区では、荒川区基本構想に掲げた区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現のため、荒川区基本計画を策定し、その計画の下に個別計画を策定して、施策を実施しています。荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画は、国や東京都の基本方針を踏まえ、障害者総合支援法や児童福祉法等の関連法令に基づき、荒川区基本構想及び荒川区基本計画に掲げる「幸福実感都市あらかわ」の実現を、障害福祉の側面から担う個別計画です。
- 両計画は、区における障がい者施策の基本計画となる荒川区障がい者プランと基本理念、基本目標及び基本方針を共有し、荒川区健康増進計画、荒川区子ども・子育て支援計画及び荒川区高齢者プラン等の関係する個別計画と連携及び整合性を保ちながら、障害福祉サービス等の施策に係る実施計画として策定します。

【関連計画等との位置付け】



第4節 計画の対象

- 障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、並びに児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援等を利用している子どもを対象とします。

## 第5節 計画の期間

- 第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間です。

【計画期間】

年度	障がい者プラン	障がい者福祉計画	障がい児福祉計画	障がい者福祉制度の変遷	
平成 12年度	第1期 荒川区 障害者プラン				
13年度					
14年度					
15年度				支援費制度の開始	
16年度					
17年度					
18年度	荒川区障がい者プラン (第2期荒川区障がい者プラン) (第1期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」施行	
19年度					
20年度					
21年度		第2期荒川区 障がい福祉計画			
22年度					
23年度				「障害者基本法」改正	
24年度	荒川区障がい者プラン (第3期荒川区障がい者プラン) (第3期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行 「障害者虐待防止法」施行	
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行	
26年度					
27年度		第4期荒川区 障がい福祉計画			
28年度				「障害者差別解消法」施行	
29年度					
30年度	荒川区障がい者総合プラン (第4期荒川区障がい者プラン) (第5期荒川区障がい福祉計画) (第1期荒川区障がい児福祉計画)			「障害者総合支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行	
令和 元年度					
2年度					
3年度		第6期荒川区 障がい福祉計画	第2期荒川区 障がい児福祉計画		
4年度					
5年度					

# 第2章

障がい者等を取り巻く状況



## 第2章 障がい者等を取り巻く状況

### 第1節 障害福祉に関する制度・施策の変遷

#### 第1期荒川区障害者プラン（平成18年3月）以前

項目	内容
昭和56年～平成14年 障がい者福祉の拡充	<p>区では、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、障がい者福祉の拡充に努めてきました。昭和57年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成5年「荒川区地域福祉計画」、平成6年「荒川区保健福祉医療計画」、平成12年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障がい者施策を計画化し、その実現に取り組んできたところです。</p> <p>また、平成12年度以降は、区の実情に合わせ、平成12年の介護保険制度導入に伴う障がい者施策の見直し、平成14年の尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業の開始等、施設の開設や新規事業を開始しました。</p>
平成15年 支援費制度の導入	<p>平成15年度からは、行政がサービス内容を決定する措置制度であった障がい者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。</p> <p>その他、同年12月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ(以下、「じょぶ・あらかわ」という。)が、就労相談を開始しました。</p>

#### 第2期荒川区障がい者プランの計画期間（平成18年度～平成23年度）

項目	内容
平成18年4月 障害者自立支援法の施行	<p>障がいの種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療等について、障害者基本法の基本的理念にのっとり、共通の制度の下で一元的に提供するため、障害者自立支援法が施行されました。</p> <p>あわせて、財源や支給決定の基準に課題があった支援費制度に代わり、公平なサービス利用・負担となるよう、サービス費用は、所得や利用したサービス量に応じて利用者が定率負担することになりました。</p>

項目	内容
<p>平成18年4月 障害者自立支援法の施行 (続き)</p>	<p>利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の10%から3%に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。</p> <p>さらに、平成18年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。</p>
<p>平成21年4月 福祉作業所の工賃向上の支援</p>	<p>区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けています。その他にも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を行っています。</p>
<p>平成21年10月 重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業</p>	<p>重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児者(以下、「重症心身障がい児者」という。)を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師を自宅に派遣しています。</p>
<p>平成22年4月 自殺予防対策事業</p>	<p>自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を行っています。</p> <p>平成22年度からは、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施しており、平成23年度からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。</p>
<p>平成22年4月 就学後の発達障がい相談事業(心理士)</p>	<p>荒川区立心身障害福祉センター(荒川たんぼぼセンター。以下、「荒川たんぼぼセンター」という。)における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行っています。</p>
<p>平成22年6月 コミュニケーション支援の拡充</p>	<p>聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充し、また視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業も開始しました。</p>
<p>平成22年10月 盲ろう者支援</p>	<p>視覚と聴覚の障がい重複している盲ろう者を支援するため、区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。</p> <p>また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを実施しています。</p>

項目	内容
平成23年1月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや)を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動しています。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を実施しています。
平成23年8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぽぽセンターで高次脳機能障がい者のグループ生活訓練を行っています。高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、じよぶ・あらかわ等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を行っています。 また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーも行っています。
平成23年8月 スポーツ基本法の施行	スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進することが理念として掲げられました。 区では、荒川区スポーツ推進プラン(平成28年4月策定)に基づき、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成など、より多くの区民が障がい者スポーツに親しめるよう取組を行っています。

### 第3期荒川区障がい者プランの計画期間（平成24年度～平成29年度）

項目	内容
平成24年4月 児童福祉法の一部改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の二法にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成24年4月 地域生活支援施設の開設	町屋六丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ(以下、「スクラムあらかわ」という。)が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。

項目	内容
<p>平成24年4月 親なき後支援事業</p>	<p>現在、家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、グループホームの整備を促進しています。</p> <p>また、自分自身で十分に判断することができない人については、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図っています。</p>
<p>平成24年10月 障害者虐待防止法の施行</p>	<p>障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が施行されました。</p> <p>区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制をとっています。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を実施しています。</p>
<p>平成25年4月 障害者総合支援法の施行</p>	<p>地域社会における共生や社会参加の機会確保等について、総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とした法律が、平成25年4月1日に障害者総合支援法として施行されました。</p> <p>これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。</p>
<p>平成25年4月 障害者優先調達推進法の施行</p>	<p>障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。</p> <p>区では、作業所等へ物品や作業の発注を積極的に行うほか、作業所等が供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化のために、区内の作業所等から構成される「作業所等経営ネットワーク」の場も活用し、研修等を実施しています。</p>
<p>平成26年3月 福祉避難所の指定</p>	<p>災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。</p> <p>また、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう、平成21年3月にあらかわ安心カードを、平成24年8月にコミュニケーション支援ボードを、平成25年6月に要援護者(避難行動要支援者)名簿を整備しました。</p>

項目	内容
平成26年6月 アルコール健康障害対策基本法の施行	<p>アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が施行されました。</p> <p>区では、健診等で適正飲酒と休肝日の必要性を普及啓発するなど、健康的な飲酒習慣へと促す働きかけを行っています。</p>
平成27年1月 難病法の施行	<p>難病患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大しました。</p>
平成27年12月 個人別ライフプランの相談員の配置	<p>障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を、荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ。以下、「アクロスあらかわ」という。)に配置しました。</p>
平成28年2月 精神障害者相談支援事業所の開設	<p>年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障害者相談支援事業所コンパス(以下、「コンパス」という。)を開設しました。</p>
平成28年4月 障害者差別解消法の施行	<p>障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。また、コールセンターを設置し、夜間・休日についても速やかに対応できる体制をとっています。他に、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施するなど、普及啓発を実施しています。</p>

#### 第4期荒川区障がい者プランの計画期間（平成30年度以降）

項目	内容
平成30年4月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	<p>障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、補装具費の支給範囲拡大(貸与の追加)が実施されるとともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。</p> <p>また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の支援対象拡大が実施されるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。</p>

項目	内容
<p>平成30年4月 障害者総合支援法及び 児童福祉法の一部改正 (続き)</p>	<p>あわせて、障がい者の重度化・高齢化への対応、人口呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下、「医療的ケア児」という。)等への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。</p>
<p>平成30年6月 障害者文化芸術推進法の 施行</p>	<p>障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術推進法」という。)が施行されました。</p> <p>区では、障がい者の制作した芸術作品を区内施設・交流都市で展示するほか、作品やデザインを商品化することで、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげています。</p>
<p>平成30年7月 荒川区手話言語条例の 施行</p>	<p>手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、荒川区手話言語条例を平成30年7月17日に施行しました。</p> <p>区では、窓口到手話通訳者を定期的に配置するなど、聴覚障がい者がコミュニケーションを取りやすい環境を整備しています。また、平成30年4月から遠隔手話通訳等サービス及び電話代行サービスを開始しています。</p>
<p>平成30年10月 ギャンブル等依存症対策 基本法の施行</p>	<p>ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、ギャンブル等依存症対策基本法が施行されました。</p> <p>区では、専門の精神科医と相談員による無料の個別相談を実施(月2回)しているほか、依存症から回復して社会復帰を目指すための民間リハビリ施設の支援を行っています。</p>
<p>平成30年12月 グループホームひぐらし の開設</p>	<p>平成28年度末で廃止したピアホーム西日暮里の後継として、グループホームひぐらしを開設しました。グループホームひぐらしでは、保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、一時的に心身障がい者(児)の介護を行う緊急一時保護を実施しています。</p>

項目	内容
平成30年12月 医療費助成の拡大	<p>平成30年12月、B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、あわせて医療費の自己負担軽減のため入院医療費を助成する制度が設けられました。</p> <p>また、東京都においては、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となりました。</p>
令和元年6月 読書バリアフリー法の 施行	<p>障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。</p> <p>区立図書館においては、目の不自由な方に録音図書・雑誌、マルチメディアダイジェスト図書、点字図書等の提供や対面音訳サービスを、図書館への来館が困難な方に宅配・郵送サービスを行っています。</p>
令和元年10月 就学前障がい児における 発達支援の無償化等	<p>消費税 10%への引上げに伴う保育・幼児教育無償化に合わせ、就学前障がい児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)における発達支援についても自己負担額が無償化されることとなりました。</p> <p>その他、増税に伴って、障害福祉サービス等報酬改定や障害福祉人材の処遇改善が実施されました。</p>
令和元年11月 荒川区自殺対策計画の 策定	<p>平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて「荒川区自殺対策計画」を策定しました。</p> <p>区では、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進すべく、教育センターと連携して「SOS の出し方教室」の実施に向けた取組を進めるなど、若年世代の自殺対策にも取り組んでいます。</p>
令和2年4月 子ども家庭総合センター の開設	<p>23区における児童相談所設置の先行3区(荒川・世田谷・江戸川)として、荒川区子ども家庭総合センター(以下、「子ども家庭総合センター」という。)を開設しました。</p> <p>同年7月には、東京都から一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所が担う業務を引き継ぎ、開始しました。</p>

項目	内容
令和2年4月 子ども家庭総合センター の開設 (続き)	地域の関係機関との連携をより一層強化することで、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、迅速な対応を行っています。
令和2年5月～ 新型コロナウイルス感染症 対策に係る障害福祉サー ビス等事業者応援対策給 付金の支給等、事業所へ の支援	新型コロナウイルス感染症への長期的な対応も視野に入れ、障害福祉サービス等事業者の負担を軽減し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、区内の障害福祉サービス等事業者を対象に、応援対策給付金の支給、濃厚接触者等に対して各種サービスを提供する際の特別給付金の支給、マスクや消毒液など衛生資機材の支給などの支援を行っています。
令和2年7月 児童相談所の設置に伴う 業務の移管	児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定、小児慢性特定疾病医療費助成等の業務を引き継ぎ、開始しました。
令和2年11月 基幹相談支援センターの 開設	相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的総合的に行う機関として、荒川区障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹相談支援センター」という。)を開設しました。 一般的な相談支援では対応が困難なケースに関係機関と連携して対応するなど、地域における相談支援体制の更なる充実を図ります。

【令和2年4月に開設した荒川区子ども家庭総合センター】



## 第2節 統計資料から見る状況

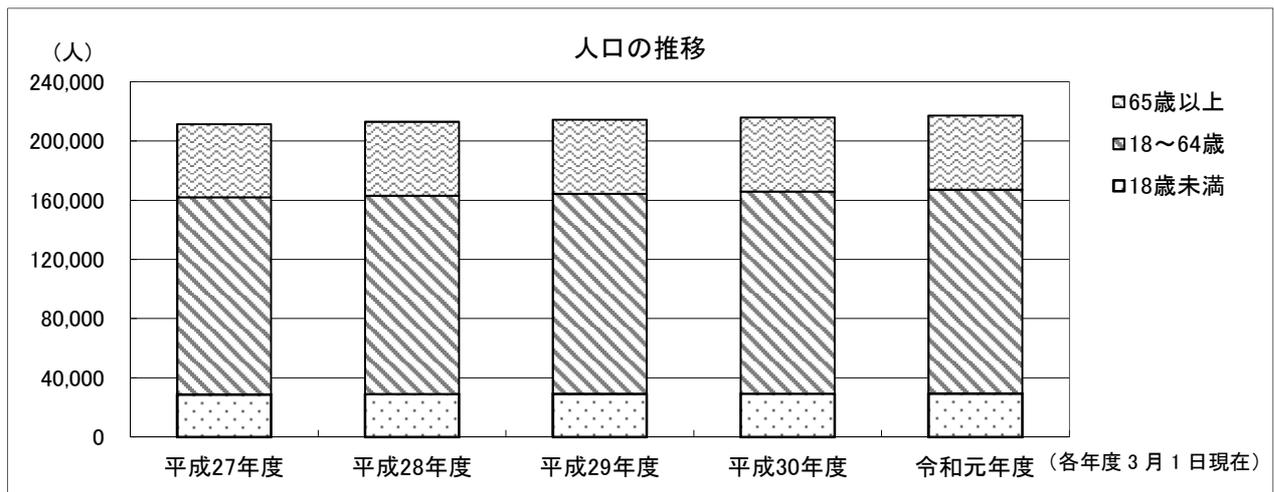
### (1) 人口の推移

荒川区の人口は、一貫して増加傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口と18～64歳人口は増加傾向にありますが、65歳以上(高齢者)人口は微減傾向にあります。

(単位:人、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	人口	28,754	29,079	29,208	29,216	29,374
	[構成比]	13.6	13.6	13.6	13.5	13.5
18～64歳	人口	133,146	133,935	135,072	136,568	137,670
	[構成比]	63.0	62.9	63.0	63.3	63.4
65歳以上	人口	49,529	49,961	50,189	50,169	50,153
	[構成比]	23.4	23.5	23.4	23.2	23.1
総人口		211,429	212,975	214,469	215,953	217,197

住民基本台帳より作成(各年度3月1日現在)



### (2) 手帳所持者

#### ① 手帳所持者数の推移

荒川区における障がい者手帳所持者から見た身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次のとおりです。

平成27年度～令和元年度の5年間で、身体障害者手帳所持者は横ばい傾向、愛の手帳所持者は118人増で微増傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は602人増で約1.3倍と増加傾向にあります。

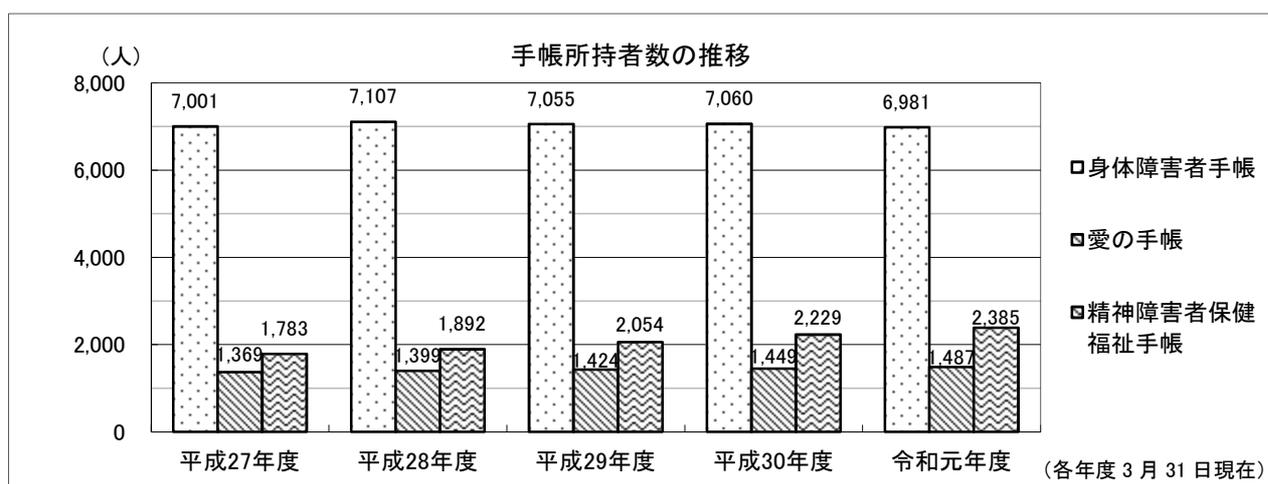
精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者 (身体障害者手帳)	7,001	7,107	7,055	7,060	6,981
知的障がい者 (愛の手帳)	1,369	1,399	1,424	1,449	1,487
精神障がい者 (精神障害者 保健福祉手帳)	1,783	1,892	2,054	2,229	2,385
合計	10,153	10,398	10,533	10,738	10,853

※重複所持者を含む。

荒川区障害者福祉課データより作成(各年度3月31日現在)



## ② 身体障害者手帳所持者

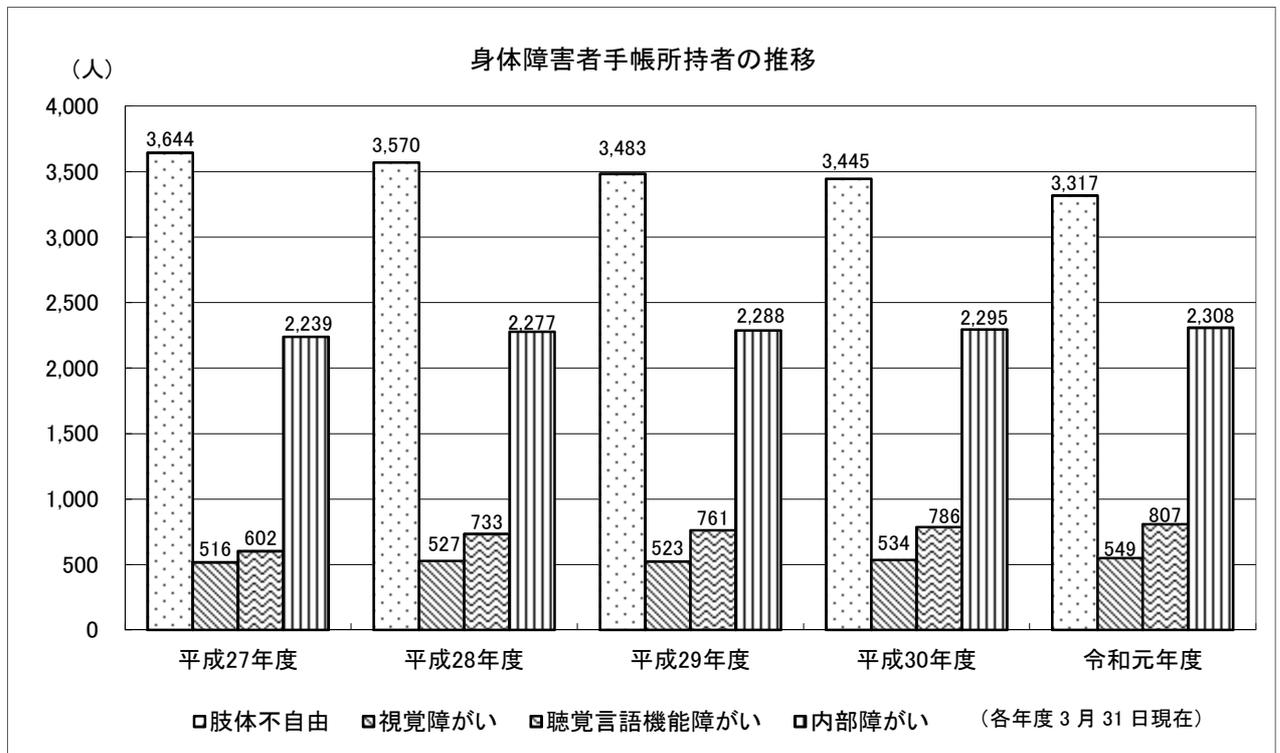
手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1級及び2級の重度障がい者が3,527人で全体の約5割となっています。

身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっています。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいで、平成27年度と令和元年度を比較すると、602人から807人へ増加し、約1.3倍となっています。

(単位:人、%)

区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語 機能障がい	内部障がい	合計	[構成比]
1級	640	172	29	1,549	2,390	34.2
	(32)	(2)	(1)	(7)	(42)	(31.6)
2級	706	187	185	59	1,137	16.3
	(21)	(1)	(12)	(0)	(34)	(25.6)
3級	695	40	126	234	1,095	15.7
	(14)	(0)	(7)	(4)	(25)	(18.8)
4級	817	52	256	466	1,591	22.8
	(4)	(3)	(2)	(6)	(15)	(11.3)
5級	306	66	0		372	5.3
	(4)	(2)	(0)		(6)	(4.5)
6級	153	32	211		396	5.7
	(3)	(0)	(8)		(11)	(8.3)
合計	3,317	549	807	2,308	6,981	100.0
	(78)	(8)	(30)	(17)	(133)	
[構成比]	47.5	7.9	11.6	33.1	100.0	

※( )内は、18歳未満の者の内数。 荒川区障害者福祉課データより作成(令和2年3月31日現在)



③ 愛の手帳所持者

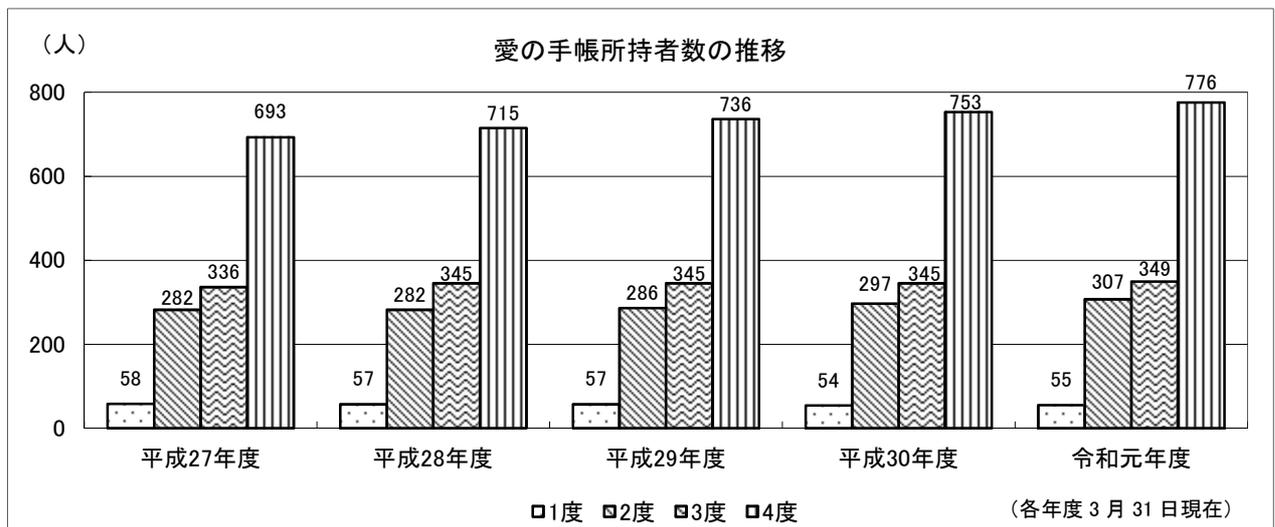
愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりです。1度及び2度の重度障がい者が362人で全体の24.2%となっています。

障がい程度において、平成27年度と令和元年度を比較すると、4度は693人から776人へ増加し、約1.1倍となっています。その他、2度は微増傾向、1度及び3度は横ばいの推移となっています。

(単位:人、%)

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	55	307	349	776	1,487
	(5)	(72)	(76)	(148)	(301)
[構成比]	3.7	20.5	23.5	52.2	100.0
	(1.7)	(23.8)	(25.2)	(49.2)	(100.0)

※( )内は、18歳未満の者の内数。 荒川区障害者福祉課データより作成(令和2年3月31日現在)



④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

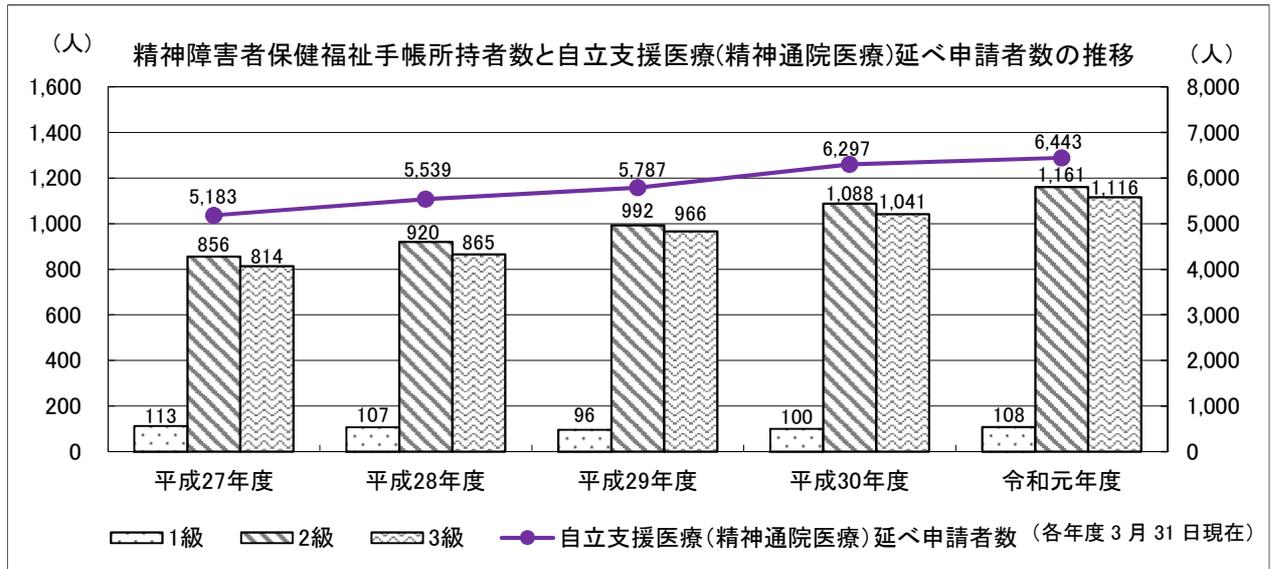
精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、2,385人となっており、内訳は右表のとおりです。

障がい程度において、平成27年度と令和元年度を比較すると、2級は856人から1,161人へ増加し、約1.4倍、3級は814人から1,116人へ増加し、同じく約1.4倍となっています。一方、1級は横ばいの推移となっています。

(単位:人、%)

程度	1級	2級	3級	合計
人数	108	1,161	1,116	2,385
[構成比]	4.5	48.7	46.8	100.0

荒川区障害者福祉課データより作成  
(令和2年3月31日現在)



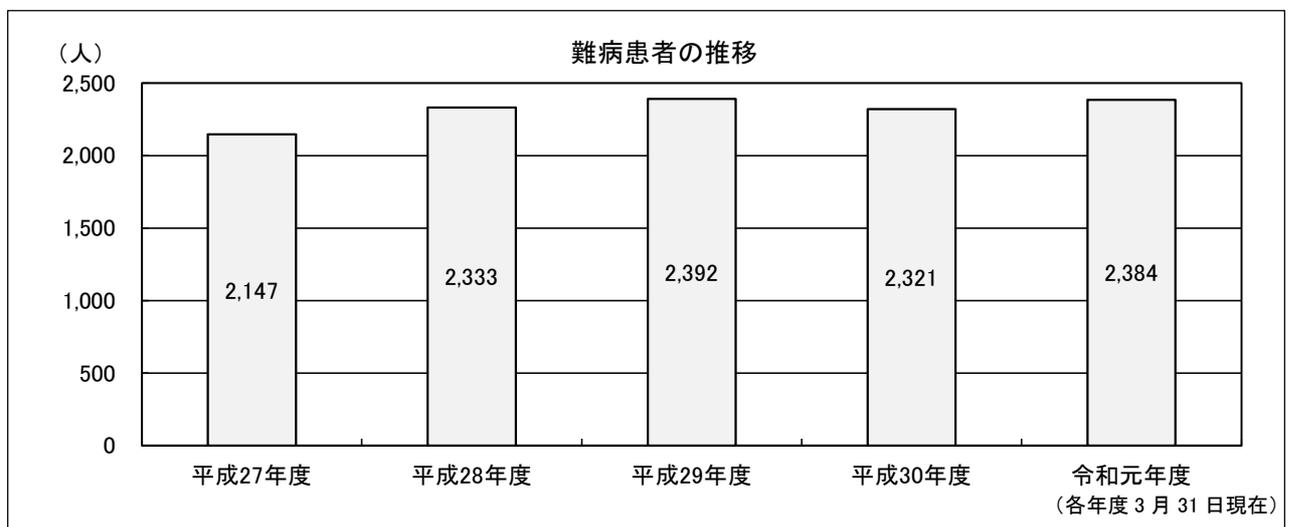
### (3) 難病患者

難病患者の内訳は、次表のとおりです。難病法に基づく国の指定難病は、平成27年1月の施行以降見直され、同年7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病に、その後、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月からは現在の333疾病に拡大されました。対象疾病の拡大等により、平成27年度と令和元年度を比較すると、2,147人から2,384人へ増加し、約1.1倍となっています。

(単位:人)

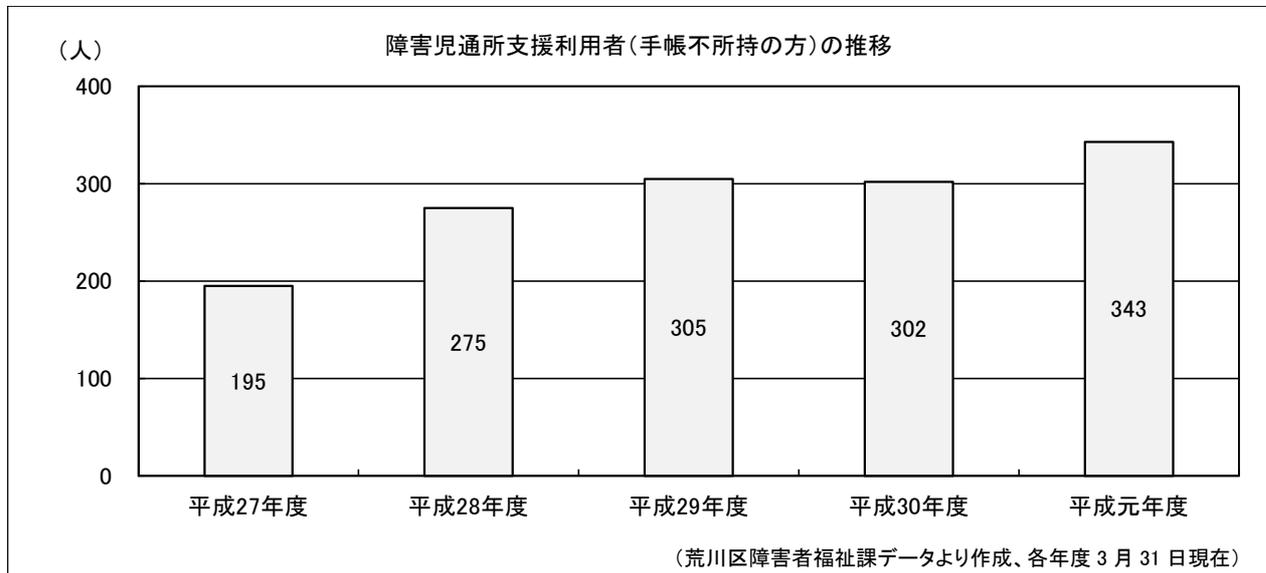
国指定(333疾病)	東京都指定(8疾病)	その他の難病 <sup>※</sup>	合計
1,745	11	628	2,384

※「その他の難病」は、特殊疾患治療研究事業や特殊医療費助成対象疾病等。  
 荒川区障害者福祉課データより作成(令和2年3月31日現在)



#### (4) 障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）

障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）の推移は以下のとおりです。平成27年度と令和元年度を比較すると約1.8倍となっており、利用者は年々増加しています。



# 第3章

計画策定の基本指針



## 第3章 計画策定の基本指針

### 第1節 国が示す基本指針

- 国は、都道府県及び市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針として、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号。以下、「基本指針」という。)」を定めています。
- 基本指針は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がい者施策の動向等を踏まえて必要な見直しが行われ、令和2年5月に改正されました。改正内容のうち、区の実施に係る内容は次のとおりです。

#### 【区の実施に係る基本指針の主な改正内容】

◎新規 ○充実・変更

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 (区の実施は第4章に記載)	
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重度化・高齢化する障がい者の地域生活への移行が可能となるよう日中サービス支援型共同生活援助等の提供体制を確保する。</li> <li>○地域共生社会の実現に向け、包括的支援体制の構築に取り組む。</li> <li>◎障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保する。</li> <li>◎障がい者の社会参加促進のため文化芸術活動や読書環境の計画的整備を推進する。</li> </ul>
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制を充実する。</li> <li>◎アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策を推進する。</li> </ul>
相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発達障がい者(児)及び家族等への支援体制を確保する。</li> </ul>
障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援センターにおける地域支援機能を強化する。</li> <li>○入所児童の18歳以降の支援のあり方について、協議体制を整備する。</li> <li>○重症心身障がい児や医療的ケア児等の支援ニーズを把握し、短期入所等の実施体制確保について検討する。</li> <li>○医療的ケア児等に係るコーディネーターの具体的役割を設ける。</li> </ul>
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 (区の実施は第5章に記載)	
○目標値等を変更する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)施設入所者の地域生活への移行</li> <li>(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実</li> <li>(4)福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>(5)障がい児支援の提供体制の整備等</li> </ul>
◎新たに目標として設定する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6)相談支援体制の充実・強化等</li> <li>(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための実施に係る体制の構築</li> </ul>

## 第2節 基本指針への対応

### (1) 荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実

- 第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画では、平成30年3月に策定した荒川区障がい者総合プランの基本理念、基本目標及び基本方針を共有し、各施策の下で事業を実施します。

#### 【荒川区障がい者総合プラン】

**基本理念** 誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ  
～生涯住み続けられる地域社会の実現～

**基本目標**

- 1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進
- 2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実
- 3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進

**基本方針**

- 1 障がい者の相談・支援体制の充実
- 2 バリアフリーの推進
- 3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援
- 4 障がいのある子どもの健全育成
- 5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

- 国が示す基本指針における「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項」の改正内容については、荒川区障がい者総合プランに基づき展開する施策の下で実施する事業に反映します。
- 区では、令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、同年7月から児童相談所の業務を東京都から引き継ぎ開始しました。さらに、同年11月には、基幹相談支援センターを開設して相談支援体制を充実・強化するなど取組を推進しています。一方で、令和元年の東日本台風(台風第19号)や令和2年から続く新型コロナウイルス感染拡大等により障がい者を含む要配慮者への新たな対応も求められています。これら近年の支援体制や情勢等の変化も考慮して、荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実を図ります。

(詳細は第4章に記載)

【荒川区障がい者総合プランの体系図】

基本理念	基本目標	基本方針	施策名		
誰もが幸せを実感できる生涯住み続けられる地域社会の実現	<b>基本目標1</b> 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	<b>基本方針1</b> 障がい者の相談・支援体制の充実	1-(1) 総合的な相談支援体制の充実	1-(2) 計画相談支援・障害児相談支援	
			1-(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1-(4) 障がい者虐待防止センターの運営	
			1-(5) 成年後見制度の利用支援等	1-(6) 自立支援協議会の運営	
			1-(7) 自殺予防の推進	1-(8) 震災時等への備え	
		<b>基本方針2</b> バリアフリーの推進	2-(1) 意思疎通支援の充実	2-(2) バリアフリーの環境整備	
		2-(3) 障がい者差別の解消			
		<b>基本目標2</b> 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	<b>基本方針3</b> 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3-(1) グループホームの整備の推進	3-(2) グループホームの運営支援
				3-(3) 医療費の助成、健康管理の支援	3-(4) こころの健康管理支援の体制整備
	3-(5) 荒川ばん座位体操の実施			3-(6) 在宅系サービス等の提供	
	3-(7) 本人・保護者への経済的支援			3-(8) 利用者負担軽減	
	<b>基本方針4</b> 障がいのある子どもの健全育成		4-(1) 障がい児支援の充実	4-(2) 障がい児の保育・教育	
	4-(3) 学齢期の子どもへの支援の充実				
	<b>基本目標3</b> 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進		<b>基本方針5</b> 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5-(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練	5-(2) 機能訓練
				5-(3) 施設入所支援	5-(4) 就労支援の強化
		5-(5) 福祉的就労の支援		5-(6) 同行援護・行動援護・移動支援	
		5-(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援		5-(8) 障がい者スポーツの促進	
		5-(9) 文化芸術活動の促進		5-(10) 地域活動支援センターの運営	
		5-(11) 障害者福祉会館の運営			

※特に優先度の高い施策を重点施策として網掛けで表示しています。

## (2) 成果目標及び活動指標

- 国が示す基本指針の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」は、令和5年度までに達成すべき基本的な目標(成果目標)として、それぞれ目標値を定めます。
- さらに、成果目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)を定めます。

(詳細は第5章に記載)

【成果目標と活動指標(サービス見込量)との関係図】

### 達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村・都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等 [新規]
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 [新規]

成果目標  
を設定

成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す

### 目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人数)
- ② その他の追加指標

# 第4章

荒川区障がい者総合プランにおける  
事業の充実



## 第4章 荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実

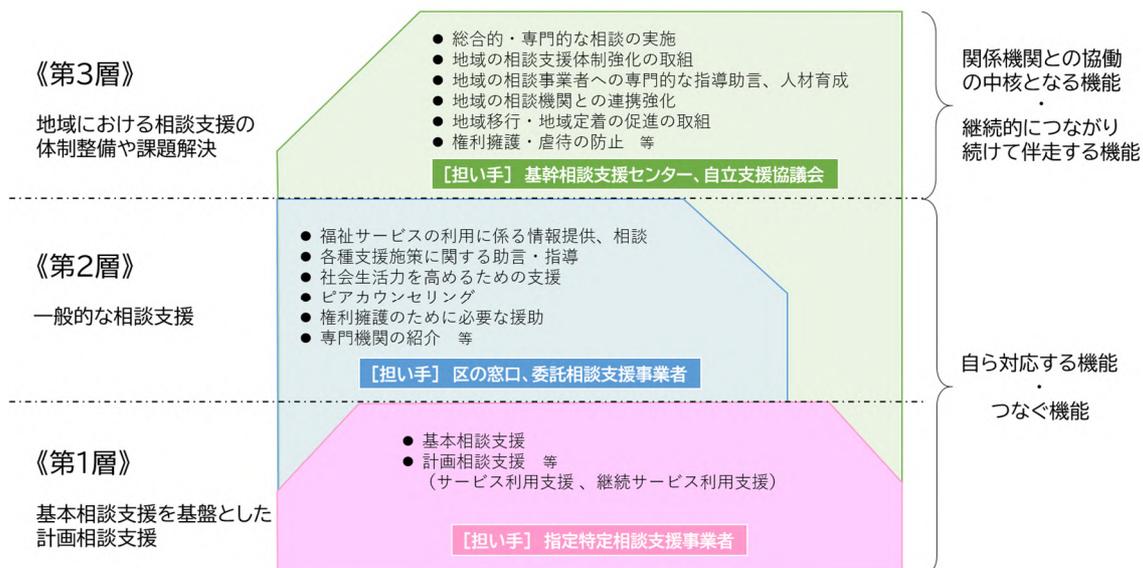
### 第1節 障がい者の相談・支援体制の充実

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針1「障がい者の相談・支援体制の充実」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

#### 施策1－（1）総合的な相談支援体制の充実

- 障害者総合支援法に基づく相談支援事業として、個別給付による計画相談支援及び地域相談支援、地域生活支援事業による基幹相談支援センター及び障がい者相談支援があります。区では、令和2年11月に基幹相談支援センターを開設し、地域において重層的に相談支援を行う体制を整備しています。
- 第1層目として、主に障害福祉サービスを利用する障がい者が適切な支援を利用できるようケアマネジメントする基本相談支援や計画相談支援を指定特定相談支援事業者が行っています。第2層目として、障害福祉サービス利用につながらない個別の相談支援や、実際の障害福祉サービス利用につながるまで時間を要する相談支援を区の窓口や委託相談支援事業者で行っています。第3層目として、第1層目や第2層目の相談支援では解決できない地域課題の解決に向けた取組を基幹相談支援センターや荒川区自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という。)で行っています。3層で相談支援の機能分担を図ることで、障がいの別にかかわらず、地域の様々な相談を適切に受け止め、総合的な相談支援を行っています。

#### 【総合的な相談支援体制】

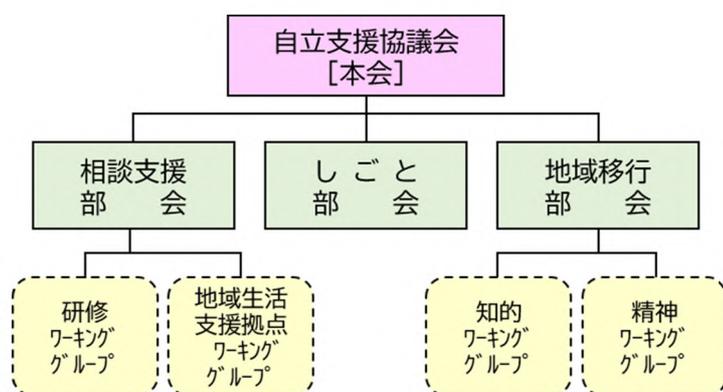


- 今後、基幹相談支援センターが障害福祉におけるコンシェルジュの役割を担い、地域の関係機関等のネットワークを強化するとともに、障がい者の社会参加に向けた取組を地域全体でケアし支え合うことができる体制整備を目指します。

## 施策1－(6) 自立支援協議会の運営

- 将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材を確保していく必要があります。区では、事業所・雇用・教育・医療等の関連の関係者によるネットワーク構築の場である自立支援協議会を活用して、多職種間の連携を推進し、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。
- また、高次脳機能障がいや突発的な行動をとってしまう強度行動障がい等に対する適切な支援方法について、支援者の理解を深めるとともに、対応方法の共有を図るため、自立支援協議会に設けている部会やワーキンググループで実施する事例検討等を通じて人材育成を図ります。
- 自立支援協議会でのネットワークを生かし、施設職員等の出身大学や専門学校等からの学生ボランティアや実習の受入れを行うなど、福祉分野への就労を働きかけるとともに、福祉人材の裾野を広げるために、小中学生の職場体験や勤労留学を施設で受け入れるなど福祉に対する興味・関心が持てる機会を設けるなどの取組を推進します。

【自立支援協議会の組織図・ワーキンググループの様子】



- コロナ禍での福祉現場は、利用者の特性や提供サービスの内容からも感染リスクが非常に高い密閉・密集・密接の「3密」が生まれやすい状況にあります。また、感染者が発生した場合には、クラスターや障がい者においては重篤化につながる可能性があります。介護等をしている家族等が感染した場合の濃厚接触者となる障がい者への支援体制や、小規模施設・事業所で感染が生じた場合のサービス継続に必要な職員体制の確保も課題です。自立支援協議会において、このような課題を共有し、コロナ禍においても地域全体で必要なサービス提供が継続できる体制の検討を進めます。

## 施策1－(8) 震災時等への備え

- 首都直下地震等の大規模地震や大型台風等による大規模水害、新型コロナウイルス感染拡大等の発生時には、障がい者を含む要配慮者への新たな対応が求められています。
- 区では、区内の防災関係機関等が、日頃から高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の居住状況を把握しておくことで、災害時における避難援助等を円滑に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿を整備しています。災害時には、避難行動要支援者名簿を活用して、関係機関や防災区民組織、地域住民等の協力の下、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行います。
- 今後は、避難行動要支援者の避難先や避難方法、避難支援者等を個々に定める個別支援計画の整備を進めるとともに、障がい者本人やその家族が参加する防災訓練等を通じて、個々の障がい特性に応じた避難行動や避難生活における情報提供体制等のあり方の検討も進めます。
- また、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策として、レイアウトや動線等に配慮した開設・運営を行うとともに、感染防止に必要となるマスクや消毒液等の備蓄物資の充実を図っていきます。

## 第2節 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針3「障がい者の住まい・日常生活に対する支援」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

### 施策3－(1) グループホームの整備の推進

- 障がい者の自立を支援する観点から、福祉施設や病院等での入所・入院から地域生活への移行支援、その後の地域生活における定着支援、就労支援についても、障がい者の重度化や高齢化に対応したサービス提供体制の整備が求められています。行政や事業所で法律や制度に基づき提供するサービスに加え、地域における社会資源を最大限に活用することでサービス提供体制の整備を図るほか、不動産・建築関係団体や居住支援団体、区の関係部署等の関係者で構成する「(仮称)荒川区居住支援協議会」を設置し、居住に関する必要な支援策の検討を行います。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活したいという意向は強く、今後、区内での新たなグループホームの整備に当たっては、障がい者の重度化や高齢化に対応した日中支援のサービス提供が可能となる施設の整備も検討します。

### 施策3－(4) こころの健康管理支援の体制整備

- アルコールや薬物(ニコチン含む)、ギャンブル、ゲームへの依存症は、誰もがかかり得る身近な病気であり、また、適切な治療と支援により回復が十分可能な病気です。しかし、一方で、治療しても治らない、止められないのは意志が弱いからといった誤解が多い病気でもあります。区では、講演会の開催や啓発資材の配布等を通して、依存症に対する社会的理解を進める活動を行っています。
- 依存症に悩む本人及びその家族等に対して、専門医と民間相談員による相談(月2回)や保健師による相談(随時)を実施するほか、依存症から回復して社会復帰を目指すための民間リハビリ施設の支援に取り組んでいます(平成8年度開始)。
- また、薬物依存からの回復者と保健師による子どもを対象とした薬物乱用予防教育を行い、薬物乱用防止推進荒川地区協議会において薬物乱用防止のポスター・標語コンクールや研修会等の活動を行うなど、薬物乱用防止事業にも引き続き取り組んでいきます。
- 発達障がい者(児)への支援については、平成17年4月に施行された発達障害者支援法で明示され、平成28年5月の法改正によりライフステージを通じた切れ目のない支援や家族等も含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が目的に掲げられました。
- 区では、発達障がいの早期発見・早期療育からその後の継続的支援まで、関係部署が連携して切れ目のない支援を目指しています。具体的には、1歳6か月健診及び3歳児健診において早期発見を行い、必要な場合には荒川たんぽぽセンターにおいて、質の高い療育を実施するとともに、ペアレントトレーニングを実施するなど、発達障がい児とその家族等に対する支援を行っています。また、より適した教育環境で成長できるように一人一人の発達に応じた教育の充実を図るため、支援補助員の配置や心理の専門家の巡回などを行っています。今後も引き続き、地域の関係機関等の円滑な連携の下で支援を継続する体制の充実を図ります。

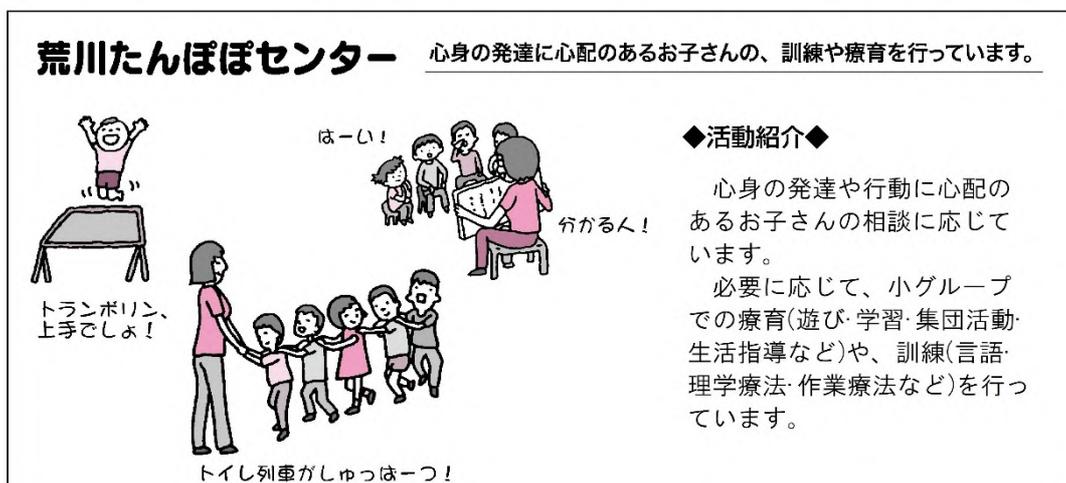


### 第3節 障がいのある子どもの健全育成

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針4「障がいのある子どもの健全育成」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

#### 施策4－（1）障がい児支援の充実

- 障がいのある子どもや発達に関して療育を必要とする子ども等を地域で療育や支援する児童発達支援事業所は、区内に11箇所あります(令和2年3月末現在)。日常生活の自立支援や機能訓練、遊びや学びを通じた療育を行い、子どもやその家族を支援しています。
- 区立の児童発達支援事業所である荒川たんぽぽセンターでは、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等の専門職や経験豊富な保育士が支援を行っています。今後、障がいの重度化・重複化や多様化に対応するため、荒川たんぽぽセンターの専門的機能の強化を図り、他の児童発達支援事業所等への援助・助言を合わせて行うなど、地域における療育支援の拠点施設として「児童発達支援センター」へと充実する検討を進めます。
- また、医療の進歩等を背景として、全国的に重症心身障がい児や医療的ケア児等が年々増加していることから、区においても重症心身障がい児や医療的ケア児の人数や支援ニーズを把握し、身近な地域で生活して必要な支援が受けられるように、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育園、教育センター等の関係者で構成する荒川区医療的ケア児等支援協議会(以下、「医療的ケア児等支援協議会」という。)を設置し、必要な支援について検討を行います。
- 医療的ケア児等は、その支援に関わる機関が病院や学校、福祉施設など広範囲に及び、包括的な支援が必要とされます。支援に関わる機関との連携構築や本人の健康維持及び生活支援を行うため、専門的な知識と経験を持つ看護師や保健師などの有資格者を「医療的ケア児等コーディネーター」として基幹相談支援センターに配置し、継続的に支援できる体制を検討します。



## 第4節 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針5「障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

### 施策5－（3）施設入所支援

- 子ども家庭総合センターでは、令和2年7月に東京都から児童相談所の業務を引き継ぎ、障害児入所施設の利用申請を受け付けるとともに、様々なニーズに対応する機関として障がい児支援を行っています。
- 障害児入所施設を利用する障がい児が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、子ども家庭総合センターや特別支援学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所など関係機関の連携強化を図ります。

### 施策5－（9）文化芸術活動の促進

- 障がい者の文化・芸術活動を支援することは、生きがいや自信の創出、社会参加の促進につながります。こうした取組を一層進めるため、平成30年6月に障害者文化芸術推進法が、令和元年6月に読書バリアフリー法が施行されました。
- 区では、生け花やパソコン等をグループで学ぶ生涯学習事業「さくら教室(心身障がい者青年教室)」や、その成果を展示する「さくら教室作品展」のほか、東京藝術大学卒業生グループとの連携により、たんぼぼセンターで「子ども向けアートワークショップ」を実施しています。
- また、障がい者施設利用者が日常活動での成果を発表する場として、利用者が制作した絵画や陶芸など芸術作品を区内施設・交流都市で展示し、多くの人に作品の魅力を伝える取組を支援しています。さらに、作品やデザインを商品化して、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげています。

- 区の文化施設やスポーツ施設、ゆいの森あらかわ等には難聴者の聞こえを支援するヒアリンググループ(磁気グループ)を設置し、令和3年に開設する新たな尾久図書館には対面音訳室を設けるなど、障がい者の文化・芸術活動を支援する環境整備を進めています。今後も引き続き、障がい者の文化・芸術活動を支援する取組の充実を図ります。

【ゆいの森あらかわで開催したアート展(平成30年2月)】



# 第5章

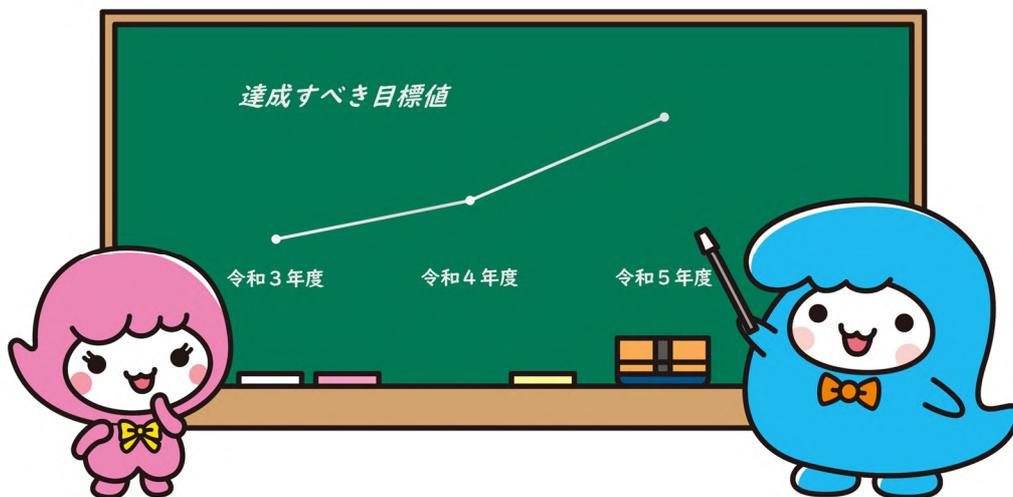
計画の成果目標・活動指標と  
推進に向けて



## 第5章 計画の成果目標・活動指標と推進に向けて

### 第1節 成果目標

- 第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)では、次の(1)～(5)を成果目標として定めています。第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)においても、引き続き(1)～(5)を成果目標に掲げるとともに、国の基本指針に基づき、(6)及び(7)を新たに追加して、それぞれ目標値等を示します。
  - (1)施設入所者の地域生活への移行
  - (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実
  - (4)福祉施設から一般就労への移行等
  - (5)障がい児支援の提供体制の整備等
  - (6)相談支援体制の充実・強化等〔新規〕
  - (7)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築〔新規〕
- 次ページ以降に、平成30年度～令和2年度で定めた成果目標の実施状況と達成に向けた取組状況、並びにその評価と今後の方向性を示しています。
- あわせて、これまでの実績及び実情を踏まえた上で、国が示す基本指針に基づき、令和5年度までに達成すべき目標値とその達成に向けた方策を定めます。



## (1) 施設入所者の地域生活への移行

第5期障がい福祉計画/第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）															
成果目標	国	平成28年度末における施設入所者の9%以上を令和2年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和2年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上減少させることが基本とされています。													
	区	平成28年度末における施設入所者133人の9%にあたる12人を地域での生活に移行するとともに、令和2年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から3人減少させることを目標とします。													
実績値 [各年度末時点]	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)										
地域生活移行者数	—	1人	1人	0人	2人										
	目標値:計12人→実績値:計4人														
施設入所者数	133人	128人	124人	123人	122人										
	目標値:3人減→実績値:11人減														
平成30年度～令和2年度の取組状況	<p>○ 障がい者がそれぞれの適性等に合わせて、地域で自立した生活を送れるよう、入所先への訪問等において入所者本人の希望を聴取するとともに、家族の意向を把握して、地域移行先の選定を行い、地域移行が可能な入所者から地域生活への移行を進めています。</p> <p>なお、ここでの地域生活への移行とは、障害者支援施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を自宅や共同生活援助(グループホーム)、福祉ホーム、単身生活等(公営住宅、アパート等)へ移ることを言います。</p> <p>○ 施設入所者の高齢化や障がいの重度化、また家族の高齢化など家庭の事情により地域生活への移行が困難な場合も多く、令和2年度末の地域生活移行者数は目標値に達しない見込みですが、グループホーム等の整備により施設入所者数の減少は達成できる見込みです。</p> <p>○ 区内グループホームの定員数は、グループホーム設置促進補助等の活用により、年々増加しています。</p> <p>《区内グループホーム定員数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>141人</td> <td>144人</td> <td>158人</td> <td>152人</td> <td>169人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度末時点。令和2年度は見込値。</p> <p>○ 令和元年度に、自立支援協議会の地域移行部会に知的ワーキンググループを設置し、施設入所者の現状を把握するためのアンケート調査内容の検討を行うなど、活動を開始しました。</p>					平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	141人	144人	158人	152人	169人
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度											
141人	144人	158人	152人	169人											
平成30年度～令和2年度の評価及び今後の方向性	<p>○ 自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用し、施設入所者の現状把握や地域生活の移行に向けた課題整理を行う必要があります。</p> <p>○ あわせて、地域移行支援・地域定着支援を実施できる事業者を増やすとともに、自立生活援助も活用し、引き続き、一人でも多くの障がい者が地域で生活を送れるよう、丁寧な支援が求められます。</p>														

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

成果目標	国	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減少させることが基本とされています。				
	区	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数123人のうち8人(6.5%)を地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から4人(3.3%)減少させることを目標とします。				
目標値 [各年度末時点]		令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
地域生活移行者数		0人	2人	2人	2人	2人
		目標値:計8人				
施設入所者数		123人	122人	121人	120人	119人
		目標値:4人減				
令和3年度～令和5年度の目標達成に向けた取組及び方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援協議会の地域移行部会を定期的を開催し、事業者等との情報共有や支援体制の強化を図りながら、施設入所者への更なるアプローチ方法等の検討を進めていきます。</li> <li>○ あわせて、地域生活移行者の生活の質の向上を図る観点から、障がい者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制の確保に努めていきます。</li> </ul>				

施設入所者の高齢化

年齢階級別の施設入所者は、右表の内訳のとおり推移しています。

平成28年度と令和元年度を比較すると、20歳以上40歳未満は3人減少し、40歳以上60歳未満は13人減少しています。一方、60歳以上は6人増加し、約1.1倍となっています。

施設入所者のうち、60歳以上が占める割合は、年々増加しており、令和元年度には44.7%となっています。

荒川区障害者福祉課データより作成(各年度末現在)

《年齢階級別施設入所者数の推移》

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳以上	人数	0	0	0	0
20歳未満	[構成比]	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20歳以上	人数	11	11	7	3
30歳未満	[構成比]	8.3%	8.6%	5.6%	2.4%
30歳以上	人数	13	12	13	18
40歳未満	[構成比]	9.8%	9.4%	10.5%	14.6%
40歳以上	人数	24	23	21	18
50歳未満	[構成比]	18.0%	18.0%	16.9%	14.6%
50歳以上	人数	36	34	32	29
60歳未満	[構成比]	27.1%	26.6%	25.8%	23.6%
60歳以上	人数	13	12	18	18
65歳未満	[構成比]	9.8%	9.4%	14.5%	14.6%
65歳以上	人数	36	36	33	37
	[構成比]	27.1%	28.1%	26.6%	30.1%
合計	人数	133	128	124	123
	[構成比]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期障がい福祉計画/第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）		
成果目標	国	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、令和2年度末までに、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされています。
	区	既存会議の活用も視野に入れ、保健・医療・福祉関係者の適切な連携・協議を行うとともに、指定一般相談支援事業所を増やし、一人一人の生活や思いに寄り添った支援を行っていきます。
平成30年度～令和2年度の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障がいについての理解を深めるため、精神保健福祉講演会(年3回)・家族教室(年5回)など、こころの健康づくりに関する普及啓発を行いました。</li> <li>○ グループホーム設置促進補助等の活用により、精神障がい者が地域で生活するための居住の場となる区内グループホームの定員数は、令和2年度末で94名になりました。</li> <li>○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、既存の以下の3会議を保健・医療・福祉関係者等が参加する協議の場として、階層的に位置づけ設置しました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 精神保健福祉連絡協議会(年1回)</li> <li>② 精神保健福祉ネットワーク会議(年4回)</li> <li>③ 自立支援協議会地域移行部会の精神ワーキンググループ(年12回)</li> </ul>               ※③は精神保健福祉連絡協議会の部会としても位置づけています。             </li> <li>○ 荒川たんぼぼセンターでは、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付けて対応できるようペアレントトレーニングを実施しました。 ※ペアレントトレーニングは、保護者等が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を図る保護者向けのプログラムのことです。</li> </ul>
平成30年度～令和2年度の評価及び今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者の差別解消を進めていくため、精神障がいについての理解を更に多くの人に広める機会を設け、普及啓発を行っていく必要があります。</li> <li>○ 区内には、精神障がい者を対象とする短期入所施設が1箇所しかないため、引き続き、施設の誘致に努めることが求められています。</li> <li>○ 長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、病院や事業者による努力だけでは限界があるため、地域精神保健、医療、福祉の一体的な取組の推進が必要です。</li> <li>○ 精神保健福祉ネットワーク会議等の開催により、保健・医療・福祉関係者等で情報やノウハウの共有化を図り、連携を強化していきます。</li> <li>○ 発達障がい者(児)に対して早期かつ正確に対応し、適切な支援を受けられるよう、相談できる場と本人やその家族が受けられる訓練の場が必要です。また、高次脳機能障がいや強度行動障がい等に対しても適切な支援が行えるよう、支援機関や人材育成が求められています。</li> </ul>





第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）		
成果 目標	国	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、協議の場の活性化に向けた取組を行っていくことが基本とされています。
	区	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域課題を共有し、適切な連携・協議を図り、一人一人の思いが地域でかなえられる支援体制の構築を目指します。あわせて、地域のニーズ・課題に応えられているか等を検証・検討し、目標設定及び評価を行っていきます。
令和3年度～ 令和5年度の 目標達成に向けた 取組及び方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 階層的な協議の場を通じて、保健・医療・福祉等の関係者間で顔の見える関係を構築し、地域の助け合い・教育、住まい、社会参加（就労）、保健・予防、医療、障害福祉・介護に関する地域課題を明らかにして共有した上で、適切な連携・協議を行い、一人一人の思いが地域でかなえられるように対応を検討して実行していきます。</li> <li>○ また、協議の場において、地域のニーズ・課題に応えられているか等を検証・検討し、目標設定及び評価を行っていきます。</li> <li>○ 就園、就学、就労、地域・社会へと切れ目なく支援する「タテの連携」と、保健、医療、福祉、教育、労働など関係機関がつながり支援する「ヨコの連携」を図ることで、発達障がい等の早期に対応ができる体制の確保に努めていきます。</li> <li>○ 引き続き、荒川たんぼぼセンターにおいてペアレントトレーニングを実施するとともに、発達障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者及びその家族等に対する支援体制の整備について検討を進めていきます。</li> </ul>

【保健・医療・福祉関係者等が参加する協議の場  
精神保健福祉ネットワーク会議の様子(令和2年度)】



### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第5期障がい福祉計画/第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）		
成果目標	国	令和2年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することが基本とされています。
	区	すでに地域生活支援拠点等を面的整備していますが、基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化し、障がい者個々の状況に応じたきめ細かな相談、各種の支援及び助言を行っていきます。
平成30年度～令和2年度の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区では、次のとおり地域生活支援拠点等を面的整備し、個々の機能及び各機能間の連携の強化を進めています。  《相談》アクロスあらかわ、支援センターアゼリア、スクラムあらかわ、コンパス、基幹相談支援センター  《体験の機会・場》グループホームの体験入居 等  《緊急時の受入れ・対応》スクラムあらかわ(短期入所緊急床)、グループホームひぐらし(緊急一時保護)  《専門的人材の確保・養成》留守番看護師派遣事業研修会 等  《地域の体制づくり》自立支援協議会</li> <li>○ 令和2年11月に、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターが開設し、障害福祉サービス事業所等からの相談に応じて、地域の事業所支援を担っています。区内事業所や関係機関と連携を図り、総合的及び専門的な相談支援を実施することで、地域における相談支援のネットワークづくりを行っています。</li> <li>○ 緊急時の受入れは、荒川区立障害者グループホームが平成28年度末に廃止するまで実施していましたが、後継施設となるグループホームひぐらしが開設する平成30年12月までの間、一時的にスクラムあらかわにおいて実施し、不測の事態に備えて途切れのない対応を行いました。そのほか、緊急時に対応するため、スクラムあらかわの短期入所用居室も確保しています。</li> <li>○ 令和元年度から、自立支援協議会の相談支援部会に、地域生活支援拠点ワーキンググループを設置して活動を開始しました。ワーキンググループでは、地域生活支援拠点等の面的整備として、「点から面へ」各機関の連携を深める活動を行っています。</li> </ul>
平成30年度～令和2年度の評価及び今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面的整備により障がい者の生活を支える施設やサービス等の様々な資源が区内に存在する中で、それらの有機的な結びつきが十分ではないことから、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制の構築が必要です。</li> <li>○ 相談機能を担う施設における相談実績は増えているものの、引き続き、手帳更新等の様々な機会を捉え、相談窓口を周知する工夫が必要です。</li> <li>○ 自立支援協議会における地域生活支援拠点ワーキンググループ等を活用し、活動を通じて施設間・職員間の連携を深め、障がい者も地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりを行うことが求められています。</li> </ul>



第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

成果 目標	国	令和5年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することが基本とされています。
	区	すでに面的整備をしていますが、基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化するとともに、自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用して、運用状況の検証、検討を行っていきます。
令和3年度～ 令和5年度の 目標達成に向けた 取組及び方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターを中核として、各事業所や関係機関との連携を強化し、地域におけるより強固なネットワークの構築を図ります。</li> <li>○ 引き続き、緊急時の受入れ体制が途切れることがないように確保し、機動的な対応を行っていきます。</li> <li>○ 地域生活支援拠点等の機能充実を図るため、自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用し、年に数回、地域のニーズ・課題に答えられているかなど、運用状況の検証・検討を行っていきます。</li> </ul>

地域生活支援拠点等とは・・・

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据えて、障がい者の生活を地域全体で支えるため、次の機能を有するサービス提供の場所や体制のことです。

《相談》緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

《体験の機会・場》地域移行等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

《緊急時の受入れ・対応》常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病など緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

《専門的人材の確保・養成》重度化・高齢化する障がい者や医療的ケアが必要な者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能

《地域の体制づくり》地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

各地域の事情に応じて整備が進められており、整備形態として、1箇所の施設に必要な機能を付加する「多機能拠点整備」と、複数の機関がそれぞれ必要な機能を分担して連携する「面的整備」があります。荒川区は後者で整備を進めています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第5期障がい福祉計画/第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）				
成果目標	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることが基本とされています。</li> <li>令和2年度末の就労移行支援事業利用者数を平成28年度末から2割以上増加することを目指しています。</li> <li>就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を令和2年度末までに全体の5割以上とすることを目指しています。</li> <li>各年度において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることが基本とされています。</li> </ul>		
	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍にすることを目標とします。</li> <li>令和2年度末の就労移行支援事業利用者数を59人とすることを目指します。</li> <li>就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を令和2年度末までに全体の5割以上となることを目指します。</li> <li>各年度において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。</li> <li>区市町村障害者就労支援事業(じよぶ・あらかわ)を利用した一般就労者数を令和2年度末に319人/年とすることを目指します。</li> <li>令和元年度新規就労者の令和2年度職場定着率を85%とすることを目指します。</li> </ul>		
実績値 [各年度末時点]	平成28年度 (実績)		令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)
じよぶ・あらかわ利用者のうち、就労移行支援事業等による一般就労移行者数	10人	目標値:1.5倍→実績値:1.0倍	10人	10人
就労移行支援事業所の利用者数	44人	目標値:59人→実績値:91人	73人	91人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	目標値:50%→実績値:25%	0%	25%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80%	目標値:80%→実績値:75%	100%	75%
じよぶ・あらかわを通じた一般就労者数 [新規及び継続者]	243人	目標値:319人→実績値:294人	261人	294人
じよぶ・あらかわを通じた一般就労者の支援開始1年後の職場定着率	85%	目標値:85%→実績値:85%	96%	85%
平成30年度～令和2年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村障害者就労支援事業(じよぶ・あらかわ)利用者のうち就労移行支援事業等※により一般就労へ移行した人数は目標値(1.5倍)を下回る見込みですが、就労移行支援事業所の利用者数は増加傾向にあり、目標値(59人)を達成できる見込みです。</li> <li>○ じよぶ・あらかわの利用者数は年々増加しており、専門コーディネーターが就労・生活面の支援を丁寧に行って一般就労につなげています。</li> <li>○ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は、目標値(50%)を下回る見込みとなっていますが、就労移行率3割以上を達成している事業所もあるため、安定的に移行につなげられる支援が必要です。</li> </ul>			
平成30年度～令和2年度の評価及び今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区及び就労移行支援事業等※の事業所、じよぶ・あらかわ等が連携し、障がい者の家族や就労先である企業・事業所への訪問、障がい者本人との面接等を通じて、一般就労に向けての課題を把握して本人と共有するとともに、移行に向けた必要な支援を進めていきます。</li> <li>○ 一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が、企業の障がい者雇用に与える影響について注視していく必要があります。</li> </ul>			



第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）				
成果目標	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることが基本とされています。</li> <li>就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。</li> <li>就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上とすることが基本とされています。</li> <li>就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することが基本とされています。</li> <li>就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上とすることが基本とされています。</li> </ul>		
	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。</li> <li>就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。</li> <li>就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.50倍、1.25倍にすることを目標とします。</li> <li>就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することを目標とします。</li> <li>就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の75%とすることを目標とします。</li> </ul>		
目標値 [各年度末時点]	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)		令和5年度 (見込)
就労移行支援事業等※による一般就労移行者数(I)	41人	44人	目標値:1.31倍	54人
上記Iのうち、就労移行支援事業による一般就労移行者数(II)	35人	38人	目標値:1.31倍	46人
上記Iのうち、就労継続支援A型による一般就労移行者数(III)	2人	2人	目標値:1.50倍	3人
上記Iのうち、就労継続支援B型による一般就労移行者数(IV)	4人	4人	目標値:1.25倍	5人
上記II~IVの就労定着支援事業利用率	32%	43%	目標値:70%	70%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	75%	0%	目標値:75%	75%
令和3年度～令和5年度の目標達成に向けた取組及び方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区及び就労移行支援事業等※の事業所、就労定着支援事業所、じよぶ・あらかわ、ハローワークなど地域の就労関係機関が連携を強化し、就労を希望する障がい者の能力や障がい特性に応じたきめ細かな就労支援及び就労定着支援を更に進めることで、就労移行率や就労定着率の向上を図ります。</li> <li>○ 就労継続支援事業の利用者は比較的重度の障がい者が多く、自立支援協議会等のネットワークを活用して、就労移行へつなげる仕組みを検討します。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することも見据えつつ、オンラインの活用など新しい生活様式に対応した就労支援のあり方について、自立支援協議会等を活用して研究を進めます。</li> </ul>			

※「就労移行支援事業等」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型を行う事業（給付対象事業）を指します。じよぶ・あらかわ（区市町村障害者就労支援事業）、障害者支援施設、小規模作業所、法定外は含んでいません。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

第5期障がい福祉計画/第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）		
成果 目標	① 国	児童発達支援センターの整備 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターの有する専門性を活かし、障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等を合わせて行うなど、荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。
	② 国	保育所等訪問支援を利用できる体制の確保 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターでは、現在でも必要に応じて通所支援利用者が在園する保育園等への訪問等を行っており、児童発達支援センター化により、保育所等訪問支援を実施する検討を進めていきます。
	③ 国	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを利用できる体制の確保 令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することが基本とされています。
	区	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが区内に1事業所あるため、令和2年度末までに2事業所とすることを目標とします。
	④ 国	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することが基本とされています。
	区	既存会議の活用も視野に入れ、関係機関の協議の場を設置していきます。
平成30年度～ 令和2年度の 取組状況	<p>①区内の児童発達支援事業所が荒川たんぼぼセンターにおける療育の様子を見学できる機会を設け、支援内容等の共有化を図りました。また、現在の荒川たんぼぼセンターを児童発達センター化する場合の施設的な課題等について把握・検討を行いました。</p> <p>②児童発達支援センター化には至っていませんが、荒川たんぼぼセンターでは通所支援利用者の在園保育園等に訪問するなど専門的な支援を行いました。</p> <p>③平成30年にゆうゆうらいふプラス荒川が開設され、区内で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援施設・放課後等デイサービスが2事業所になりました。</p> <p>④重症心身障がい児や医療的ケア児等を含む障がい児支援に関して、保健所、医療機関、障害児支援事業所、保育園、教育センター等の関係者が情報共有・連携を図る医療的ケア児等支援協議会を令和3年2月に設置しました。</p>	
平成30年度～ 令和2年度の 評価及び今後の 方向性	<p>①障がいのある子どもや発達に関して療育を必要とする子ども等に対して、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう、専門的な療育や訓練を提供できる環境整備を進める必要があります。そのために、児童発達支援センターが中心となって障害児支援事業所等が連携し、地域全体で支援の質の向上を図っていくことが必要です。</p> <p>②引き続き、荒川たんぼぼセンターによる保育園等への訪問を行い、子どもの集団活動への適応を支援するとともに、個々の発達の特性に配慮するなど、保護者及び保育園等職員と協力・連携して、子どもの発達促進を図ることが必要です。あわせて、民間事業所での実施など、更なる支援の充実が求められています。</p> <p>③目標は達成していますが、定員数が10名のため更なる充足が必要です。居宅訪問型児童発達支援を利用している重症心身障がい児等が個々の状態に応じて通所に移行できる体制の確保が求められています。</p> <p>④重症心身障がい児や医療的ケア児等については、身近な地域で必要な支援が受けられるように区内での対象人数やニーズを把握し、通所の場の確保について検討するなど、家庭環境や家族の意向を十分に踏まえた支援が求められています。</p>	



第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）		
成果目標	①	<b>児童発達支援センターの設置</b>
	国	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターにおいて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における支援拠点の一つとして位置づけ、重層的な支援が行えるように児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。
	②	<b>保育所等訪問支援の充実</b>
	国	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センター化することにより通所支援利用者を対象とした保育園等への訪問を本格実施する検討を進めていきます。あわせて、民間事業所による支援の開始についても働きかけを行っていきます。
	③	<b>主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保</b>
	国	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することが基本とされています。
	区	定員を充足するため、引き続き、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組むとともに、居宅訪問型児童発達支援事業所との連携や、障害児通所支援事業所連絡会等での情報交換により、サービスの質の向上を目指します。
	④	<b>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置</b>
	国	令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。
	区	医療的ケア児等支援協議会で地域課題の検討・共有を行い、関係機関等が連携を深めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。
令和3年度～令和5年度の目標達成に向けた取組及び方策	<p>①荒川たんぼぼセンターにおいて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における支援拠点の一つとして位置づけ、事業所等と緊密に連携し、重層的な支援が行えるよう、引き続き荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。</p> <p>②保育所等訪問支援において、子どもの障がいや特性に応じたオーダーメイドの専門的支援を、普段生活する集団場面で直接的・間接的に行うことで、保護者や保育園等職員の心配・不安の解消につなげていきます。</p> <p>③引き続き、主に重度心身障がい児を支援する通所事業所の確保に取り組むとともに、重症心身障がい児を対象とした居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所と連携し、適宜、通所移行者の受入れを行っていきます。また、荒川区障害児通所支援事業所連絡会等で情報交換を進めて、サービスの質の向上に向けて取り組みます。</p> <p>④医療的ケア児等支援協議会を通じて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働し、通所の場の確保をはじめとする地域課題を検討・共有して連携を図っていきます。あわせて、心身の状況に応じた総合的な支援が行えるよう障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議を行っていきます。また、医療的ケア児等に対して総合的な支援を行うため、関連分野での支援調整を行うコーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、継続的に支援できる体制を検討します。</p>	

(6) 相談支援体制の充実・強化等〔新規〕

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）		
成果目標	国	令和5年度末までに、市町村において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することが基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目指します。
これまでの取組状況及び今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年11月に開設した基幹相談支援センターは、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を配置し、区内の障害福祉サービス事業所等からの困難事例に係る対応窓口として事業所支援を行う役割も担っています。</li> <li>○ 相談支援を効果的に実施するため、事業所・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者で構成される自立支援協議会を開催し、障がい者が安心して地域生活を営めるよう地域課題を共有し、その解決に向け協議するとともに、地域における関係団体・機関の連携強化に努めています。</li> <li>○ 今後は、基幹相談支援センターを中核として、関係機関と円滑なネットワークを構築することが重要であり、基幹相談支援センターが障害福祉のコンシェルジュとしての役割を果たし、相談支援体制の強化を図っていきます。</li> <li>○ 障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に相談支援体制を確保していくためには、それを担う人材を育成・確保することが必要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要となります。</li> </ul>
令和3年度～令和5年度の目標達成に向けた取組及び方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターでは、障がい及び難病等に関する相談に対し、アウトリーチも含めた総合的な相談支援を行うとともに、家族全体の重層的課題を含んだ困難かつ複雑な内容の相談に対応しつつ、相談支援事業者等への助言・援助を行います。</li> <li>○ また、障がい者を支援する関係機関と連携・協働し、地域課題の解決に向けた相談支援体制を構築するとともに、今後益々増えていく福祉ニーズに応えるため、相談支援事業所及び相談支援専門員等の会合やイベントの機会を捉え、基幹相談支援センターの周知や交流・情報交換を行います。</li> <li>○ 事業所等と実施している既存の事例検討会等の機会を活用し、区内の関係機関や事業所等が協力しながら、難病や高次脳機能障がい、強度行動障がい、依存症等にも適切に対応・支援できる人材を育成するため、地域全体で取り組む仕組みづくりを行います。</li> </ul>



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〔新規〕

第6期障がい福祉計画/第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）		
成果目標	国	令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等に携わる区や事業所等の職員は、障害者総合支援法を念頭に、真に利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供と、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築を図ります。
これまでの取組状況及び今後の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質を向上するため、平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。区内事業所は、区に障害福祉サービスの内容等を報告し、「障害福祉サービス等情報公表システム」で情報を公表して、活用を図っています。</li> <li>○ 区や事業所等の職員は、障害支援区分認定調査員研修・サービス別事業者説明会をはじめ東京都が実施する研修等に参加し、必要な知識を習得しています。引き続き、東京都が主催する研修等に積極的に参加し、最新の情報を入手するなど、自己研さんに努めます。</li> <li>○ 近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、サービスの請求内容も複雑化しています。区では、月々の請求審査時にエラー・警告等を点検する中で、必要に応じ、事業所への指導・助言等を行っています。今後は、事業者連絡会の場でも請求上の留意点等について伝達・共有し、サービスの質の向上につなげていきます。</li> </ul>
令和3年度～令和5年度の目標達成に向けた取組及び方策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいの多様化・障がい者を取り巻く環境の複雑化に対応し、真に利用者が必要とされる支援を提供できるよう、相談支援従事者研修など各種研修の受講により、一定の専門的知見を修得し、利用者の処遇検討やサービスの支給決定を行っています。</li> <li>○ また、引き続き、国や東京都と連携し、職員が国家資格等取得に要した経費の一部を事業所に助成したり、雇用管理や労働環境の改善を進める事業所に加算を行うなど、事業所への支援を通じて側面的に障害福祉サービス等職員の処遇改善を行います。</li> <li>○ 障害福祉サービス等の給付費の請求審査において、エラー・警告の多い事項等、課題と考えられる点について、サービス別の事業者連絡会等の場で伝達・共有することにより、事業者の事務処理精度の向上・請求の適正化を図ります。</li> <li>○ 障害福祉サービス等事業者に対し、事業者連絡会等での定期的な情報提供や、緊急時における随時の情報展開等を行い、区としてサービスの質の向上を目指します。</li> </ul>

## 第2節 活動指標（サービス見込量）

○ 第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)では、次の3区分について障害福祉サービス及び事業の見込量を設定しました。第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)においても、3区分で障害福祉サービス及び事業の種類を整理し、見込量を設定します。

- (1)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
- (2)児童福祉法に基づく障害児支援
- (3)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

○ 以下に、平成30年度～令和2年度で設定した障害福祉サービス及び事業の見込量に対する実績を示すととともに、その実績等を踏まえて令和3年度～令和5年度における障害福祉サービス及び事業の見込量を定めます。

### (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

#### ① 訪問系

##### ○ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

利用実績のある居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の令和元年度の合計の値と比較すると、サービス量(利用時間)については実績値が見込値より15.1%少なく、利用者数については2.9%少なくなっています。重度障害者等包括支援については、サービスの対象者が限られており、実績及び見込みがなく、類似の移動支援や重度訪問介護での支給となっています。訪問系サービス全体の利用者数は微増傾向にあり、引き続きサービスの量と質の確保が重要です。

今後も、障がいの程度に応じて、必要な支援を必要なときに受けられるよう、情報提供や調整を行い、障がい者の日常生活を支えていきます。

##### ○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。ケースワークにより、個々の障がい者に必要な利用時間を算定し、見込量の確保を図ります。また、サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた支援等を行います。

種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	サービス量 (時間/月)	見込	16,498	16,881	17,246	16,647	17,635	18,740
		実績	14,836	14,332	※ 15,763	—		
	利用者数 (人/月)	見込	467	478	488	470	474	479
		実績	461	464	※ 467	—		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

② 日中活動系

○ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

自立訓練(機能訓練)については、対象者が限られることもあり、令和元年度においては利用実績がありませんでした。生活介護及び就労移行支援、就労継続支援(B型)については、サービス量・利用者数共に年々増加しています。就労移行支援の令和元年度における実績値は、見込値より3割増で上回っています。就労定着支援については、平成30年度から始まったサービスであったため、見込値の設定が難しく、結果として実績値が見込値より下回っていますが年々増加しています。他のサービスにおいては、概ね実績値が見込値を下回っています。引き続き、障がい者の日中活動を支える支援が重要となります。

○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を設定します。ケースワークにより、障がい者一人一人の特性に合ったサービス利用を支援し、見込量の確保を図ります。

生活介護については、区内生活介護事業所の利用ニーズを満たすため、新たな事業所の開設や既設事業所の改修、利用時間の延長等を検討します。

また、就労移行支援事業等の事業所では、工賃向上のため、大量納品や新規の仕事の共同受注や、障害者優先調達推進法に基づく区からの受注拡大に取り組みます。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量 (人日/月)	見込	5,744	5,798	5,854	5,681	5,806	5,933
		実績	5,255	5,550	※ 5,574	---		
	利用者数 (人/月)	見込	276	279	281	289	296	302
		実績	271	280	※ 283	---		
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日/月)	見込	61	61	61	15	15	15
		実績	15	0	※ 0	---		
	利用者数 (人/月)	見込	4	4	4	1	1	1
		実績	1	0	※ 0	---		
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日/月)	見込	399	429	461	431	493	565
		実績	447	327	※ 376	---		
	利用者数 (人/月)	見込	26	28	30	28	32	36
		実績	27	21	※ 24	---		
就労移行支援	サービス量 (人日/月)	見込	937	988	1,061	2,074	2,584	3,221
		実績	1,080	1,349	※ 1,664	---		
	利用者数 (人/月)	見込	52	55	59	113	141	176
		実績	57	73	※ 91	---		
就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日/月)	見込	937	989	1,044	775	796	818
		実績	726	721	※ 754	---		
	利用者数 (人/月)	見込	48	51	54	39	40	41
		実績	36	37	※ 38	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日/月)	見込	5,552	5,857	6,182	5,928	6,059	6,192
		実績	5,287	5,602	※ 5,801	---		
	利用者数 (人/月)	見込	316	334	352	344	351	359
		実績	305	329	※ 336	---		
就労定着支援	利用者数 (人/月)	見込	35	37	39	36	45	55
		実績	10	21	※ 31	---		
療養介護	利用者数 (人/月)	見込	20	19	19	19	19	18
		実績	21	20	※ 20	---		
短期入所 (福祉型)	サービス量 (人日/月)	見込	1,091	1,151	1,215	771	837	850
		実績	726	715	※ 697	---		
	利用者数 (人/月)	見込	76	80	85	66	67	68
		実績	62	66	※ 65	---		
短期入所 (医療型)	サービス量 (人日/月)	見込	29	36	43	33	41	46
		実績	31	31	※ 30	---		
	利用者数 (人/月)	見込	4	5	6	7	8	9
		実績	7	5	※ 6	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

### ③ 居住支援・施設系

#### ○ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

区では、親なき後支援として、東京都の整備補助対象経費以外に、独自補助を行うなど、積極的にグループホームの誘致を行っており、平成30年度以降、区内に3箇所のグループホームが開設され、年々定員数を増やしています。その効果もあり、共同生活援助の利用者は、年々増加し、実績値が見込値を上回っています。

自立生活援助については、平成30年度から始まったサービスであったため、見込値の設定が難しく、結果として実績値が見込値を大幅に下回っています。施設入所支援については、微減傾向にあります。

引き続き、障がい者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう、グループホームの誘致を進めていく必要があります。

#### ○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や施設入所者及び長期入院している精神障がい者の地域生活への移行等を勘案し、見込量を設定します。

また、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて、各施設間の連携を強化するとともに、自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用して運用状況の検証・検討を行います。引き続き、自立生活援助の制度周知を図るとともに、重度障がい者の受入れが可能なグループホームも含め設置を促進するなど、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込	40	50	65	9	10	11
		実績	6	7 ※	8	---		
共同生活援助	利用者数 (人/月)	見込	168	174	180	206	219	233
		実績	176	182 ※	194	---		
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込	132	131	130	121	120	119
		実績	124	123 ※	122	---		
地域生活支援拠点等 (面的整備)	構成施設数 (箇所)	見込	—	—	—	6	6	6
		実績	5	5 ※	6	---		
※各年度末時点	機能充実に向け た検証・検討の 実施回数(回)	見込	—	—	—	5	5	5
		実績	2	12 ※	5	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

#### ④ 相談支援

##### ○ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

区内の指定特定相談支援事業所は、平成30年度以降、新たに2事業所開設され、全10事業所(荒川区障害者福祉課含む)となりました。計画相談支援については、実績値が見込値を下回っているものの、指定特定相談支援事業所による計画作成率は9割以上に向上し、利用者数も年々増加しています。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、区内に2箇所の指定一般相談支援事業所が開設されてから、地域定着支援を中心として利用者が増えています。

今後も対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現できるよう支援を進めていく必要があります。

##### ○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や、今後の障害福祉サービス利用者の見込み数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業所の新規開設、相談支援を担う人材の確保・育成、相談体制の強化等により、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	見込	261	284	309	296	310	326
		実績	246	268 ※	281	---		
地域移行支援	利用者数 (人/月)	見込	3	4	5	3	3	3
		実績	2	3 ※	2	---		
地域定着支援	利用者数 (人/月)	見込	17	20	23	27	30	33
		実績	16	18 ※	25	---		

※月平均、令和2年度の実績は見込値

## (2) 児童福祉法に基づく障害児支援

### ① 障害児通所支援

#### ○ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

平成30年度以降、児童発達支援では新たに4事業所が、放課後等デイサービスでは新たに5事業所が開設しました。うち3事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの両方を行っており、1事業所については重症心身障がい児を対象としています。事業所の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用実績も増加傾向にあります。

保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援については、令和元年3月の利用実績はありませんが、令和2年度10月現在において、保育所等訪問支援は3名、居宅訪問型児童発達支援は4名の支給決定を行っています。医療型児童発達支援の利用状況は、横ばいで推移しています。

区では、定期的に区内事業所との連絡会を開催し、情報共有の場の提供及び、区と事業所間の連携強化に努めています。

#### ○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や今後の障がい児数の見込み等を踏まえ、見込量を設定します。併せて、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、営利法人の参入により年々事業所数が増加していることから、サービスの質の向上を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	1,879	2,161	2,485	1,397	1,459	1,525
		実績	1,219	1,454	※ 1,337	---		
	利用者数 (人/月)	見込	305	350	403	247	258	269
		実績	227	226	※ 236	---		
放課後等 デイサービス	サービス量 (人日/月)	見込	2,363	2,457	2,555	2,583	2,687	2,791
		実績	2,241	2,311	※ 2,479	---		
	利用者数 (人/月)	見込	173	180	187	223	232	241
		実績	196	206	※ 214	---		
保育所等訪問支援	サービス量 (人日/月)	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	1	0	※ 2	---		
	利用者数 (人/月)	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	1	0	※ 2	---		
医療型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	127	143	159	52	57	62
		実績	36	38	※ 52	---		
	利用者数 (人/月)	見込	16	18	20	11	12	13
		実績	7	7	※ 11	---		
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	※ 2	---		
	利用者数 (人/月)	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	0	0	※ 2	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

## ② 障害児相談支援

### ○ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

障害児相談支援事業所は区内に9事業所(荒川区障害者福祉課含む)あり、利用実績も増加傾向にあります。見込値より実績値が上回って推移しており、今後も引き続き、相談体制の強化に向けた取組が必要です。

### ○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や、今後の障害児通所支援利用者の見込数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や、相談支援を担う人材の確保・育成により、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	見込	78	86	95	107	116	125
		実績	78	92 ※	99	---		

※月平均、令和2年度の実績は見込値

## ③ 障害児入所支援

### ○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

区では、令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、同年7月から児童相談所の業務を東京都から引き継ぎ、開始しました。それに伴い、区において障害児入所支援の利用申請が可能となりました。

これまでの利用実績や、今後の利用者見込数等を勘案して、令和5年度までの見込量を設定します。区には所管する障害児入所施設がないため、引き続き、東京都が所管する障害児入所施設を利用できるようになっています。今後も東京都と連携して、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児入所支援 (福祉型)	利用者数 (人/年)	見込	—	—	—	5	5	5
		実績	5	5 ※	5	---		
障害児入所支援 (医療型)	利用者数 (人/年)	見込	—	—	—	1	1	1
		実績	3	4 ※	1	---		

※令和2年度の実績は見込値

④ 医療的ケア児等支援

○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

区では、医療的ケア児等が地域で必要な支援が受けられるように、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育園、教育センター等の関係者が情報共有及び連携を図る医療的ケア児等支援協議会を令和3年2月に設置しました。

令和5年度までに医療的ケア児等の人数や支援ニーズを把握するとともに、総合的な支援を行えるよう関連分野の支援調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを基幹相談支援センターに配置して包括的な支援の提供を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター	配置人数 (人/年)	見込	—	—	—	1	1	1
		実績	0	0	※ 0	—		

※各年度末時点、令和2年度の実績は見込値

(3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

① 地域生活支援事業

○ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

相談支援においては、相談件数の実績値が見込値を下回っていますが、件数は年々増加傾向にあります。令和2年11月には基幹相談支援センターを開設し、相談支援事業所等に対する総合的・専門的な相談支援を開始しました。住宅入居等支援については、入居に要する保証人や緊急連絡体制の確保、家主や近隣の理解等が課題であり、課題整理・共有等を図るため、関係団体・機関で構成する協議の場の設置に向けた検討を行いました。

親なき後支援、コミュニケーション支援、手話講習会、移動支援においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和元年度の実績値は平成30年度に比べ減少しています。区では、移動支援の月間利用時間に制限を設けず支援の充実を図っていますが、特別支援学校や通所介護施設等への通学通所時間帯は支援の利用が重なり、ヘルパーの確保が難しい状況もあることから、引き続きサービス量の確保が必要です。

日常生活支援においては、日常生活用具給付の一部用具や訪問入浴サービス、自動車改造助成で実績値が見込値より上回っています。各サービス種目の実績値は概ね増加傾向にあり、今後も機器等の進化やケースワーク等により把握する利用者ニーズに合わせ、必要に応じたサービス種目や基準額について検討する必要があります。

地域活動支援センターにおいては、令和元年度の値と比較すると、荒川たんぽぽセンター在籍者数及びスクラムあらかわ利用者数の実績値が見込値を上回っています。

就業・就労支援においては、じょぶ・あらかわ新規登録者数の実績値が見込値を上回っており、増加傾向にあります。一方、新規就職者数及び就労継続者数の実績値は、平成30年度に比べ令和元年度は減少しています。

社会参加支援においては、実績値が見込値を下回っています。新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあり、令和元年度の実績値は平成30年度に比べ減少しています。

○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた支援等を行い、見込量の確保を図ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、研修会・講習会、会議等については、新しい生活様式に対応してオンラインでの実施を検討し、見込量の確保を図ります。

住宅入居等支援については、新たに不動産・建築関係団体、居住支援団体、区の関係部署等の関係者で構成する「(仮称)荒川区居住支援協議会」を設置し、居住に関する情報共有・連携を図り、必要な支援策について検討を行います。

また、基本指針で新たに示された相談支援体制の充実・強化等に係る活動指標として、相談支援に基幹相談支援センターの取組を見込量として設定します。理解促進研修・啓発、発達障がい者(児)等支援、虐待防止対策支援、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に関する支援についても、令和3年度から新たに見込量を設定します。

理解促進研修・啓発			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立支援セミナー	開催回数(回/年)	見込	—	—	—	7	7	7	
		実績	7	2	※ 7	—			
	延べ参加者数(人/年)	見込	—	—	—	200	200	200	
		実績	179	122	※ 200	—			
相談支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がい者相談支援	実施箇所数(箇所) ※各年度末時点	見込	4	4	5	5	5	5	
		実績	4	4	5	—			
相談実績	相談件数(件/年)	見込	65,125	68,803	72,766	65,893	66,132	66,380	
		実績	61,809	63,534	※ 65,148	—			
住宅入居等支援		見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討	
		実績	検討	検討	※ 検討	—			
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施		見込	検討	検討	設置	実施	実施	実施
			実績	検討	検討	11月開設	—		
	相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言件数(件/年)	見込	—	—	—	2,000	2,250	2,500	
		実績	—	—	※ 500	—			
	相談支援事業者等の人材育成に係る支援件数(件/年)	見込	—	—	—	3	5	7	
実績		—	—	※ 1	—				
関係相談機関等との連携強化の取組(回/年)	見込	—	—	—	30	40	50		
	実績	—	—	※ 20	—				
親なき後支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成年後見制度利用支援	区長申し立て件数(件/年)	見込	3	3	3	1	1	1	
		実績	1	1	※ 1	—			
個人別ライフプラン	相談件数(件/年)	見込	308	339	373	110	121	133	
		実績	210	96	※ 100	—			

※令和2年度の実績は見込値

第5章 計画の成果目標・活動指標と推進に向けて

コミュニケーション支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	見込	64	68	72	46	47	48
		実績	43	45	※ 45	---		
	派遣回数(回/年)	見込	832	884	936	738	805	824
		実績	802	699	※ 558	---		
要約筆記者派遣事業	派遣回数(回/年)	見込	272	289	306	130	137	144
		実績	163	130	※ 98	---		
対面音訳者派遣事業	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	38	38	38	35	35	35
		実績	37	35	※ 35	---		
	派遣回数(回/年)	見込	122	122	122	72	72	72
		実績	67	63	※ 62	---		
手話講習会(手話奉仕員養成研修)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初級・中級コース	受講修了者数 (人/年)	見込	82	90	98	79	80	81
		実績	84	64	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため休止	---		
上級・通訳養成コース	修了者数(人/年)	見込	26	27	29	21	22	24
		実績	22	17	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため休止	---		
手話通訳者	新規登録者数 (人/年)	見込	3	3	4	1	1	2
		実績	1	0	※ 1	---		
日常生活支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付	介護・訓練 支援用具	見込	19	24	30	11	11	10
		実績	12	13	※ 13	---		
	自立生活 支援用具	見込	26	28	29	26	25	24
		実績	27	30	※ 30	---		
	在宅療育等 支援用具	見込	22	23	25	24	25	26
		実績	27	26	※ 27	---		
	情報・意思疎通 支援用具	見込	45	51	57	88	93	98
		実績	89	101	※ 99	---		
	排泄管理 支援用具	見込	3,039	3,184	3,336	3,243	3,336	3,432
		実績	2,941	3,013	※ 3,243	---		
	居宅生活動作 補助用具	見込	8	13	22	2	3	4
		実績	1	1	※ 2	---		
訪問入浴サービス	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	12	13	13	16	16	16
		実績	13	15	※ 15	---		
住宅設備改善給付	給付件数(件/年)	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	2	3	※ 4	---		
自動車運転免許 取得助成	助成者数(人/年)	見込	2	2	2	1	1	1
		実績	0	1	※ 2	---		
自動車改造助成	助成者数(人/年)	見込	1	1	1	3	4	5
		実績	1	5	※ 3	---		
日中一時支援	実利用者数(人/年)	見込	71	71	72	69	71	72
		実績	73	62	※ 67	---		
福祉タクシー券	交付件数(件/年)	見込	—	—	—	2,831	2,863	2,895
		実績	2,819	2,769	※ 2,800	---		
リフト付き 自動車利用助成	実利用者数(人/年)	見込	—	—	—	29	33	38
		実績	19	22	※ 25	---		
自動車燃料費助成	助成者数(人/年)	見込	—	—	—	273	274	275
		実績	254	268	※ 272	---		

※令和2年度の実績は見込値

移動支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援 ※各年度末時点	利用時間(時間/月)	見込	9,029	9,371	9,726	8,367	8,381	8,395
		実績	8,325	7,634	※ 8,353	---		
	利用者数(人/月)	見込	388	402	417	380	380	380
		実績	388	330	※ 380	---		
就業・就労支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者就労支援センター 「じよぶ・あらかわ」	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	499	510	522	619	662	709
		実績	518	570	※ 580	---		
	新規就職者数 (人/年)	見込	35	36	39	51	54	58
		実績	51	35	※ 48	---		
	就労継続者数 (人/年)	見込	270	275	280	247	249	250
		実績	249	226	※ 246	---		
地域活動支援センター			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障害者福祉センター 「荒川たんぼセンター」 ※各年度末時点	機能訓練 登録者数(人)	見込	23	23	24	24	24	24
		実績	27	23	※ 24	---		
	グループワーク 登録者数(人)	見込	5	6	6	6	6	6
		実績	5	5	※ 3	---		
	生活訓練 登録者数(人)	見込	16	17	17	14	15	15
		実績	13	13	※ 8	---		
在籍者数(人)	見込	26	26	27	35	36	37	
	実績	38	35	※ 30	---			
地域活動支援センター 「支援センターアゼリア」	平均来館者数 (人/日)	見込	26	26	27	23	23	23
		実績	23	23	※ 24	---		
地域生活支援施設 「スクラムあらかわ」	利用者数(人/年)	見込	76	82	88	122	134	146
		実績	68	98	※ 110	---		
社会参加支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者福祉会館 「アクロスあらかわ」	延べ利用者数 (人/年)	見込	64,922	65,571	66,227	21,705	37,766	65,000
		実績	63,955	62,138	※ 12,474	---		
心身障がい者青年 教室「さくら教室」	延べ受講者数 (人/年)	見込	—	—	—	825	1,272	1,272
		実績	1,193	1,272	※ 640	---		
発達障がい者(児)等支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント トレーニング	開催回数(回/年)	見込	—	—	—	7	7	7
		実績	7	7	※ 7	---		
	実参加者数(人/年)	見込	—	—	—	5	5	5
		実績	4	5	※ 5	---		
ピアサポート活動の推進	見込	—	—	—	検討	検討	検討	
	実績	未実施	未実施	※ 未実施	---			
虐待防止対策支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待通報	受理件数(件/年)	見込	—	—	—	6	5	4
		実績	4	10	※ 7	---		

※令和2年度の実績は見込値

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者における 自立生活援助	利用者数(人/月) ※各年度3月分	見込	—	—	—	7	8	8
		実績	5	5	※ 6	—		
精神障がい者における 共同生活援助	利用者数(人/月) ※各年度3月分	見込	—	—	—	44	45	46
		実績	42	42	※ 43	—		
精神障がい者における 地域移行支援	利用者数(人/月) ※月平均	見込	—	—	—	3	3	3
		実績	2	3	※ 2	—		
精神障がい者における 地域定着支援	利用者数(人/月) ※月平均	見込	—	—	—	21	23	25
		実績	11	13	※ 20	—		
保健、医療、福祉関係 者による協議の場	開催回数(回/年)	見込	—	—	—	16	16	16
		実績	—	2	※ 7	—		
	実参加者数 (人/年)	見込	—	—	—	65	65	65
		実績	—	21	※ 55	—		
	目標設定・評価の実 施回数(回/年)	見込	—	—	—	1	1	1
		実績	—	0	※ 1	—		

※令和2年度の実績は見込値

## ② 障害者総合支援事業

### ○ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、区や事業所等がより一層、利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。

障害者総合支援法等の理解を深めるための区職員の研修受講や、請求過誤をなくすための請求審査結果の活用・分析及び情報共有、事業者に気づきを促しサービスの向上を図るための実地指導などの取組について、本計画から新たに見込量を設定します。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る研修への区職員の実参加者数(人/年)	見込	30	35	40
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析・活用を事業所や関係自治体等と共有する回数(回/年)	見込	2	3	4
障害児通所支援事業者等に対する実地指導の実施件数(件/年)	見込	15	20	23
実地指導等の実施結果を関係自治体と共有する回数(回/年)	見込	2	2	2

※各年度末時点

### 第3節 計画の推進に向けて

- 地域では、町会に代表される地域関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉関係の事業所など、様々な方々が活動されています。  
本計画を推進していくために、こうした地域の方々の活動を支援し、それぞれが役割を分担しながら連携・協力し合い、地域全体で支え合う体制を構築していきます。
- 本計画を着実に推進するため、進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。  
そのため、区は、障がい者団体の代表、民生委員・児童委員、福祉関係の事業所、地域福祉の推進を図る社会福祉協議会など、地域で活動されている方々で構成される自立支援協議会の場を活用して緊密に連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行う機会を設け、就労の促進やサービスの質の向上など、本計画の着実な推進を図ります。
- また、障がい者施策は、保健、福祉を始め、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。本計画に定める目標の達成を目指し、区の各関係部署と連携を図って、計画的な事業の実施に取り組んでいきます。
- さらに、多くの障がい者施策は、障害者総合支援法等を始め、国や東京都の制度を活用して実施しています。区は、国や東京都と連携し、障がい者施策の充実を図るとともに、制度全般の基本的な枠組みの改善や広域的あるいは専門性の高い事業の一層の拡充について、国や東京都に対して必要な働きかけを行っていきます。



# 資料編



## 資料1 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年5月1日制定

(2 荒福障第211号)

(副 区 長 決 定)

### (設置)

第1条 荒川区（以下「区」という。）における市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する計画をいう。）及び市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する計画をいう。）（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、専門家、区民その他関係者の意見を幅広く反映させることにより、障害者の立場から計画の策定を進めるために、荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 計画の作成及び推進に関する事項
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他計画の策定に関し区長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区の区域内（以下「区内」という。）の障害者団体の代表
- (4) 区内の福祉・医療関係団体の代表
- (5) 区内の障害者就労支援団体の代表
- (6) 区内の相談支援事業者の代表
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

2 前項第8号の委員は、福祉部を担任する副区長及び福祉部長の職にある者をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ第3条第1項第1号の委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ない事由により前項の規定による招集をすることが適当でないとき、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会の会議は、公開とする。

5 委員長は、委員会の会議の傍聴人が乱暴な言動等により、委員会の議事を妨げるときは、当該傍聴人に対し、退室を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、第2条の規定による報告の日をもって、その効力を失う。

## 資料2 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

区分	役職等	氏名
学 識 経 験 者	東京都立大学 名誉教授	木下 正信
	東洋大学 准教授	高野 聡子
福 祉 ・ 医 療 関 係 団 体	荒川区医師会 会長	土屋 讓
当 事 者 相 談 員	ピア・カウンセラー	高見 和幸
障 が い 者 団 体	荒川区心身障害児者福祉連合会 会長	大沼 弘子
	荒川区手をつなぐ親の会 会長	伊東 とも子
	荒川区身障児父母の会 会長	矢野 勝信
	荒川区聴覚障害者協会 会長	大石 泰延
	荒川区視力障害者福祉協会 会長	長島 清
	荒川区精神障害者家族会(荒川めぐみ会) 代表	樋田 君代
	東京都立花畑学園PTA会長 肢体不自由教育部門	水野 小百合
民生委員・児童委員協議会	荒川区民生委員・児童委員協議会 障がい者福祉部会長	岩見 篤子
雇 用 ・ 就 労 支 援 関 係 団 体	荒川区心身障害者事業団 理事長	新井 基司
相 談 支 援 事 業 者	荒川区立精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア) 施設長	杉下 ひろみ
	荒川区精神障害者相談支援事業所(コンパス) 代表	岡部 正文
関 係 行 政 機 関 等	足立公共職業安定所 (ハローワーク足立) 統括職業指導官	木村 正枝
	東京都立花畑学園 主任教諭	森田 健太郎
	東京都立墨田特別支援学校 進路指導部主任教諭	田中 絵美子
	東京都立王子特別支援学校 キャリア・デザイン部主幹教諭	松井 裕
	荒川区特別支援学級設置校長会 会長	芝田 智昭
	荒川区社会福祉協議会 地域ネットワーク課長	福田 めぐみ
区 職 員	副区長	佐藤 安夫
	福祉部長	片岡 孝

## 資料3 策定経過

事 項	年月日	内 容
策定委員会	令和2年 5月1日	荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画 策定委員会設置
第1回 策定委員会	令和2年 7月30日 (書面開催)	委員紹介、委員長及び副委員長の選任 計画策定の趣旨説明 統計資料による荒川区内の障がい者の状況の推移分析 これまでの障がい者施策の取組の振り返り 国が示す基本指針の説明 前期計画の進捗状況(サービス利用状況等)の報告 今後の検討に当たって委員から意見提出
第2回 策定委員会	令和2年 10月6日 (書面開催)	計画(素案)の検討 委員から意見提出
自立支援協議会	令和2年 10月6日 (書面開催)	自立支援協議会委員から意見提出
福祉・区民生活 委員会	令和2年 11月16日	計画(素案)の報告
	令和2年 12月4日	計画(素案)の質疑
計画(素案)の 公表	令和2年 12月11日	令和2年12月25日までパブリックコメントを実施し、区民等 から意見公募(あらかわ区報12月11日号、荒川区ホームペ ージにおいて周知)
第3回 策定委員会	令和3年 1月14日	パブリックコメント結果報告 計画(案)の検討
福祉・区民生活 委員会	令和3年 2月2日	計画(案)の報告
計画の策定	令和3年 3月	計画の策定

## 資料4 パブリックコメントの実施結果

### (1) 募集期間

令和2年12月11日(金)～令和2年12月25日(金) 15日間

### (2) 実施方法

第6期荒川区障がい者福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画(素案)を区役所障害者福祉課及び情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。

また、令和2年12月11日発行のあらかわ区報でパブリックコメントを周知しました。

### (3) 意見提出数

8人(11件)

### (4) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

※意見の取扱い(◎:新たに記載・修正 / ○:既に記載 / □:意見・要望として拝受)

No.	分野	意見の概要	区の考え方	※
1	総合	区内にグループホーム、ショートステイ、福祉作業所、生活実習所等が整備され、障がいのある方が明るく元気に通所等ができるようになった。 今後も本計画を着実に推進し、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指していただきたい。	障がい者が生きがいを持ちながら、住み慣れた荒川区で安心して自立した生活を営み、幸せを実感することができるよう本計画を着実に推進するため、施策を実施していきます。	○
2	高齢化に対応した施設整備	今後は障がい者の高齢化にも対応した施設の整備が必要である。	超高齢社会において、障がい者の高齢化に対応した施設整備の検討が必要であると認識しています。 新たなグループホーム等の施設整備に当たっては、障がい者の高齢化、障がいの重度化や高度化に対応する施設の整備を行っていきます。	○
3	相談支援体制	手帳の有無を問わず、引きこもっている障がい者(児)の見守り及び支援する体制の構築が必要ではないか。	区の障がい相談窓口では、手帳の有無を問わず、障がいに起因した各種相談に応じています。引きこもりについても相談に応じており、必要な支援につなげています。区では、障がい者が引きこもりや孤立しないように、個々の障がい特性や状況を把握し、関係機関等と連携して必要な支援を行っていきます。	○

4		365日24時間、SOS が出せる相談体制づくりが必要ではないか。	まずは、令和2年11月に開設した基幹相談支援センターを中核として、地域において重層的に相談支援を行う体制を整備し、障がいの別にかかわらず、地域の様々な相談を適切に受け止められるよう支援を行っていきたいと考えています。	□
5	就労支援	成果目標「福祉施設から一般就労への移行等」については、障がい者の自立のため重要であると考え、目標を推進するためにも、区が率先して行うべく、区での障害者雇用について、実績及び目標を定めた方が良いのではないか。	区では、障害者雇用を率先垂範する観点から、法定雇用率の達成はもとより、積極的・継続的に雇用を進めることが重要であると認識し、計画的に推進を図るため、庁内において雇用実績や就業状況等を評価・分析し、進捗管理を行っています。 今後も障害者雇用を促進し、障がいのある職員がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮し活躍できるよう環境整備を行っていきます。その中で目標の設定についても検討していきたいと考えています。	□
6		親なき後を見据えて、福祉作業所等に通所し、働く喜びを感じながら賃金を得ることで、自立した生活を営んでいけることが大切である。	親なき後の障がい者支援として、就労による収入や地域での支援体制等の確保が重要であると認識しています。 社会の一員としての役割を担って自立した生活を営めるように、就労移行支援事業等の事業所、就労定着支援事業所、じよぶ・あらかわ、ハローワークなど地域の就労関係機関が連携を強化し、個々の能力や障がい特性に応じたきめ細かな支援を行っていきます。	○
7		障がい者の就労定着では、WEB 日報システムの活用など企業が個人に対して効率的・効果的にサポートを行うこと、そして、障がい者本人が社会参加を通じて生きがいを実感することが大切だと思う。 ミクロな踏み込んだ支援を組み合わせて行うことで、障がい者が労働人口減少時代の貴重な戦力となり得る。	じよぶ・あらかわや就労定着支援事業所では、一般就労に移行した方が就職後も職場に定着できるよう支援しています。 さらに、新たな就労支援のあり方として、オンラインを活用した支援を実施するなど、能力や障がい特性に応じた支援をよりきめ細かに行うことで、障がいのある方が個々の能力や適性を十分に発揮し、生きがいをもって働ける環境づくりを進めていきます。	◎

8	福祉人材の育成・確保	<p>子ども家庭総合センターの開設並びに児童相談所の設置は区民にとって、とても有意義なことであり、対象者のよりどころになるものと期待している。</p> <p>この分野では、特に区民の心に寄り添った対応が必要と思われるため、良い運営ができるよう職員への意識づけや向上心の高揚を促進して欲しい。</p>	<p>子ども家庭総合センターは、子育ての悩みについて、保護者や子ども本人等が相談できる専門の相談機関で、様々な職種の専門家が、それぞれの悩みに寄り添いながら、相談に応じています。子育てのことで悩んだり、身近に心配な子どもがいたときに、区民が気軽に相談できる窓口となるよう、引き続き職員の意識や支援スキルの向上を図っていきます。</p>	○
9		<p>障がいのある方の高齢化に伴い、障害福祉サービス全体での支援者の人材不足が見込まれるため、計画的な人材確保策を今から考えておく必要がある。</p>	<p>将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の継続的な確保が必要であると認識しています。</p> <p>そのため、事業所・雇用・教育・医療等の関連の関係者によるネットワーク構築の場である自立支援協議会を活用して、多職種間の連携を推進し、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを周知・広報するとともに、事例検討等を通じて人材育成を図ります。</p> <p>さらに、事業所で働く職員が国家資格等取得に要した経費の一部について事業所を介して助成し、雇用管理や労働環境の改善等を進める事業所には加算を行うなど、事業所への支援を通じて側面的に障害福祉サービス等職員の処遇改善を引き続き行っています。</p>	◎
10	生活介護事業所の定員	<p>区立荒川生活実習所は、現状、47名の定員でいっぱいであるため、保護者として、これ以上増やさないようにして欲しい。</p>	<p>荒川生活実習所については、現状の施設における活動スペースを踏まえた定員となっています。</p> <p>今後、区内生活介護事業所の利用ニーズに応えるため、新たな事業所の開設や既設事業所の改修等を検討し、サービスの質を維持しながら定員の確保を図っていきたいと考えています。</p>	□
11	日中活動後・休日の居場所	<p>現行のスクラムあらかわにおけるトワイライト利用には限りがあり、就労継続支援 B 型や生活介護に通う方々の通所後や土日祝日の居場所の充実が必要である。</p>	<p>日中活動後や休日における居場所の充実は重要であると認識しております。</p> <p>今後、余暇活動や居場所の充実を図るため、利用者のニーズや施設側の受入れ体制等を把握し、身近な地域において活動の場を充実できるよう検討していきます。</p>	◎



令和3年3月発行 登録番号(02)0087

第6期 荒川区障がい福祉計画  
第2期 荒川区障がい児福祉計画

編集・発行 荒川区福祉部障害者福祉課  
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号  
電話 03(3802)3111 内線2681

